

第1日目（12月4日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。市民の皆様には早朝より傍聴をありがとうございます。

ただいまから平成29年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、小林監査委員から病気療養のため、岡村副市長から公務のため14時早退の届けが出ておりますので報告いたします。なお、新潟日报社から写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号7番・勝又貞夫君及び議席番号8番・永井拓三君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る11月24日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおりと決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は、本日12月4日から12月15日までの12日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月4日から12月15日の12日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。開会早々、貴重な時間をお借りいたしまして大変申しわけありません。今回提出いたしました議案2件に訂正がございましたので、議席に配付をさせていただきました、丸正に差しかえをお願いするものでございます。

議案につきましては、第111号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと、第112号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。いずれの議案につきましても、期末手当の引き上げ率につきまして、年間0.1月分としていたものを0.05月分に訂正するものであります。人事院勧告の給与改定に準じて改定となりました特別職の国家公務員の特別給の引き上げ率を一般職と同率と勘違いしていたもので、十分な確認ができなかったものであります。大変申しわけありませんでした。

細心の注意をもって臨んだところでありますが、さらに集中力と緊張感をもって取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付

のとおりいたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様、大変早朝からありがとうございます。

それでは、平成29年12月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政に皆様からご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意をあらわすとともに感謝を申し上げたいと思います。

ここで、9月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告を申し上げたいと思います。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。牧之保育園新築工事につきましては、順調に進捗しており、屋根・外壁工事がおおむね完了いたしました。ペレットボイラーの設置につきましては、森林整備加速化・林業再生事業補助金、これは木質バイオマス利用施設等の整備ということですが、この交付決定を受けまして、10月10日に工事を発注いたしました。

六日町地域の「ほのぼの広場」につきましては、イオン六日町店への移転工事が順調に進捗しております。名称は、公募により最も多かった「ほのぼの」に決定させていただきました。雨や雪の日でも親子が遊べる、また屋内広場として、12月21日にオープンを予定しております。心身ともに丈夫で元気な子供の育成につながるものと、期待をしているところであります。

福祉関係につきましては、障がい福祉を総合的に支援するために「第3期南魚沼市障がい者計画」「第5期南魚沼市障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」について、年度内に策定すべく作業を進めております。現在は、福祉に関するアンケート調査に寄せられたご意見等を反映させた各計画の素案につきまして、自立支援協議会から意見をいただいているところであります。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、11月22日に第3回高齢者福祉・介護保険事業計画、この検討委員会を開催いたしました。また、12月11日から1月9日までパブリックコメントを実施させていただき、市民のご意見や提案を計画に反映させたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、被保険者数が減少する一方で、1人当たり療養給付費が上昇しています。予算不足の懸念があることから、この定例会に補正予算を計上させていただきました。

平成30年度の国民健康保険制度改革に伴う保険税額につきましては、仮算定の段階ではありますけれども、南魚沼市の1人当たり標準保険税額は、平成28年度に比べ9%以上減少する見込みであります。年明けには、確定金額が算定される予定となっております。

病院事業につきましては、市民病院の患者用の駐車場の整備が完了しまして、11月30日から供用を開始いたしました。また、平成27年12月に提訴された医療訴訟について、原告が和解の意向を表明したことから、この定例会に関連する議案を提出いたしましたので、よろし

くお願いいたします。

次に教育・文化についてであります。城内・五十沢・大巻中学校の閉校記念式典につきまして、11月12日、19日、26日にそれぞれ開催をいたしました。各校が長年にわたって地域の教育に果たしてきた役割を振り返るとともに、その功績を永く記憶にとどめる、すばらしい記念事業となりました。

八海中学校の野球場等グラウンド整備事業につきましては、おおむね完了し、校舎は大規模改造工事が完了した教室から、今、使用を始めています。五日町・大巻小学校統合協議会につきましては、3回目を開催し、各専門部会による統合に向けた協議が進められております。また、上田地区小学校学区再編検討会につきましては、3回目が開催をされ、引き続き意見集約を図っていくこととなりました。

全国重要無形文化財保持団体協議会の宮古島大会につきましては、11月9日から19日にわたって行われました……失礼しました。訂正をお願いします。11月9日から3日間にわたって行われました。私も協議会会長として11月9日、10日の2日間の総会、そして秀作展オープニングセレモニー等に出席をいたしました。当市の重要無形文化財である越後上布をはじめ、全国のすばらしい伝統工芸技術が次世代へと継承発展されていくよう、今後も努力をしてまいりたいと思っております。

第13回南魚沼市縦断駅伝大会につきましては、10月22日に開催し、体育・スポーツ振興に関する協定を締結している日本体育大学から、駅伝部の選手4名を招待し、参加者とともに走っていただきました。今後も、同大学と幅広く交流を進めてまいりたいと考えております。

スケートパークにつきましては、10月23日に竣工し、オープニングセレモニーを11月4日に開催をいたしました。当日は雨天のため施設を利用できませんでしたが、翌5日から19日までの間に286人の方が登録をされ、514人の利用がありました。来春の本格オープン後には、県内外から多くの利用者があるものと期待をしております。

また、平昌オリンピックが目前に迫ってまいりました。南魚沼市出身選手の出場、メダル獲得の期待が大変高まっているところであります。今定例会に、オリンピック関連に伴う補正予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、環境共生についてであります。地盤沈下対策事業につきましては、9月定例会で地下水の採取に関する条例の全部改正を可決いただき、10月1日から施行しております。10月末時点における重点区域内の井戸設置等許可申請の状況は、新設が12件、掘りかえが11件、揚水機の変更が1件、洗浄が3件となっています。また、消雪用井戸降雪検知器等設置事業補助金の交付申請の件数は、10月末現在で29件であります。新条例の施行後、市民や井戸業者からさまざまな問い合わせがありますが、新条例の基本方針を遵守しつつ、可能な限り柔軟な運用を行い、市民生活に支障が生じないように努めてまいりたいと考えております。

新ごみ処理施設につきましては、燃焼方式について検討を行った結果、信頼性、経済性等の面からストーカ方式が当地に最も適しているとして、新ごみ処理施設検討委員会で承認をいただきました。また、リサイクル施設の民間委託については、1社から事業計画書が提出

をされましたが、その後取り下げとなっておりますので報告いたします。今後、新ごみ処理施設に伴う処理区分の検討及び処理能力の算定、発電規模等についても検討を進めてまいります。

次に都市基盤についてであります。道路関係の社会資本整備総合交付金事業につきましては、15億4,667万円、国費はこの中で9億683万円、この配分がありまして、10月末現在、除雪費を除いた発注率は72.1%となっております。また、平成28年度繰越予算を加えた発注率は、74.5%であり、年度内に工事を完了できるよう努めてまいりたいと思っております。

国土交通省が整備を進めております上越魚沼地域振興快速道路——上沼道であります——のうち、十日町市八箇インターチェンジから南魚沼市野田インターチェンジ間の延長6.6キロメートルについて、11月25日に開通式が行われました。これによりまして、安心・安全で信頼性の高い走行環境が確保され、地域の活性化や一体的な圏域の形成が大変期待されるところであります。今後も早期の全線開通に向け、努力を続けてまいりたいと考えております。

水道事業につきましては、畔地浄水場を10年程度延命化するために必要となる施設更新や修繕などの財政需要、また水源再構築の先送りなどを踏まえて、次年度早々から経営戦略の見直し作業を行いたいと思っております。検討してまいりました水道料金につきましては、来年4月分から現行一般用の基本料金、現在の2,415円を一律215円引き下げ2,200円とする方針であり、これにより旧簡水——簡易水道の簡水地域との不均衡料金の解消がなされます。減収額は6,000万円程度と見込んでおりますけれども、財源は一般会計からの基準外繰入金で補填することで調整をしております。なお、今回の値下げは、資本費平準化借入要件に支障を生じないように条例改正によらない、減免措置として実施をしたいと考えております。

下水道事業につきましては、三用南部地区で10月10日に農業集落排水から大和クリーンセンターへの接続を完了いたしました。三用北部地区においては、今年度中の接続を目指して工事を行っておりまして、中之島地区では魚野川を渡す水管橋の下部工事に着手をしております。また、大和クリーンセンターの長寿命化対策につきましては、水処理施設、汚泥処理施設及び沈砂池における機械設備・電気設備の更新工事について2か年の工期で契約し、設備の今、工場製作を行っているという段階でございます。なお、下水道ストックマネジメント計画に基づく不明水対策として、大和地区、六日町地区、塩沢地区のそれぞれ市街地を中心にマンホール蓋の交換に着手いたしました。ディスポーザーにつきましては、新潟県との協議が整いまして、来年度から流域下水道の区域も解禁となります。今後、条例改正等の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、産業振興についてであります。先に発表されました平成29年度水稻の作柄概況10月15日現在のことでありますが、これによりまして、全国の10アール当たり予想収量は534キログラムとなり、前年産に比べて10キログラムの減、作況指数は100となる見込みであります。県内の作柄は、6月上・中旬の低温、そして9月中旬以降の台風などの影響によりまして、10アール当たりの予想収量は前年比55キログラム減の526キログラム、作況指数は96となり、豊作でありました前年産と比べて、大幅な落ち込みとなる見込みであります。魚沼でも前年

比56キログラム減の10アール当たり510キログラム、作況指数97と見込まれておりまして、必要集荷量の確保が懸念されております。品質面では、市内JAの集計によるコシヒカリの1等米比率は約82%であり、前年最終実績より5ポイント低くなっております。要因としては、9月中旬以降の天候不順による刈り遅れや倒伏などが考えられます。

和歌山県みなべ町と共催して、10月7日、8日に都内で「有楽町 ごはんと梅干マルシェ」これを市認定農業者会、そして市の特産品協会などのご協力によりまして開催をいたしました。また、11月12日、13日、この2日間には都内で「南魚沼産コシヒカリ×紀州みなべの南高梅コラボイベント」を南魚沼地域農業振興協議会の協力により開催させていただきました。梅干し入りおにぎりの試食、新米販売などを行い、多くのお客様からご来場いただきました。今後もみなべ町と連携をし、ブランド力の向上につながる活動を行ってまいりたいと考えております。

国の農業政策につきましては、平成30年度以降の生産数量目標の配分が、長く続いてまいりました生産調整制度、これが変革期を迎えることとなります。市の基本方針、2つの農業再生協議会の具体的手続に基づきまして、引き続き、需要に応じた米の生産の継続を行い、最高級ブランド米の産地として、高品質な米作りの推進と販売促進に努めてまいりたいと思っております。

食によるまちおこしとして3年目を迎えました「南魚沼、本気井キャンペーン」は、マスメディアへの露出が大変増加したことなどによりまして、10月末時点の提供数が44,000食、これは前年は29,000食でした。売上額は約5,600万円、前年度は3,400万円と集計されています、となっておりまして、大変な盛り上がりとなり、市内経済やこの活気づくりにおおいに貢献したものと考えております。

インバウンドの取り組みにつきましてです。新潟県が取り組む香港からの誘客事業に昨年から協力をしておりまして、今年度の海外民間旅行社によるツアールートに市内の飲食店などが選ばれております。8月、11月にはツアーが実施をされまして、2月にも予定されております。次年度以降も継続できるよう、取り組んでまいります。

創業支援事業につきまして、創業支援セミナーの受講者数が延べ71人となっております。今後も、より多くの創業希望者の発掘と育成に取り組んでまいります。

クラウドファンディングの活用につきましては、1次募集に応募がありました3件のうちから、1件が審査を合格し、資金調達を開始しました。2次募集については、応募があった1件について、今、審査中であります。

次に行財政改革・市民参画についてであります。魚沼地域定住自立圏につきましては、総務省から共生ビジョンに数値目標や成果指数を設定する方針が示されたために、圏域内の住民で構成をする共生ビジョン懇談会を開催いたしました。今後、いただきましたご意見を共生ビジョンに反映させながら、必要な見直しを行い、医療、教育、産業振興、市民生活など幅広い分野の連携事業を、2市1町で協力して進めてまいります。

魚沼市、十日町市、湯沢町及び津南町と現在取り組みを進めております自動車の新ナンバ

ープレートの導入につきましては、10月26日に魚沼圏域版新ナンバープレート導入実行委員会の第1回会議を開催し、新たな地域名表示の追加要望書を提出することを決定いたしました。新たな地域名は、地域の住民や関係団体の代表者で構成する協議会を設置し、今、具体的な検討を行っております。

男女共同参画につきましては、4月に策定した第3次南魚沼市男女共同参画基本計画に基づいて推進プランを作成しました。各分野で、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めております。

若者のUターン・Iターンを促進するために、「新潟ハッピーライフ潟コン・イン東京」に南魚沼市も出展をさせていただきました。新潟出身者だけでなく、新潟に興味を持っている移住を考えている若者も対象にしたイベントであります。私も会場に赴きまして、自分の言葉で20代、30代の皆さんに南魚沼市の魅力を伝えました。大変盛況なイベントでありました。トップセールスを今後も続けてまいりたいと考えております。

南魚沼版C C R C構想の推進につきましては、移住希望者等へのニーズ調査を実施いたしました。現在、その結果の分析を行っており、事業の実現可能性を高めるため、改善手法を検討し、情報整理を進めています。

移住・定住促進事業につきましては、一般向けの暮らしを重視した「田舎ライフ塾」、また地域資源を活用したビジネス創出に意欲のある方を対象としました「ソーシャルビジネス研究会」を開催しております。MMD O ムムドゥ、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構と連携をしまして、交流を拡大させながら参加者と地元事業者や地域を結びつけ、それぞれのアイデアをつないで、幅広い分野におけるビジネスやライフスタイルの具体化を進めているところであります。

南魚沼地域土地開発公社につきましては、9月定例会で解散の議決をいただきました。10月18日に県知事へ解散認可申請を行い、10月31日に解散が認可をされ、公社は清算法人に移行をしました。今後は、年度内の清算結了に向けて、清算業務を進めてまいります。

固定資産税・都市計画税に係る住宅用地の適用誤りにつきましては、9月定例会で補正予算を議決いただいた以降、還付対象者に対しましておわびと説明を行っております。対象者のご自宅を訪問して説明することを基本としておりますが、まずもっての電話や文書のみでご了承いただいた方も大変多くございまして、現在のところ、特段のトラブル等はなく、11月末までにおおむねの方からご了承いただき、順次、還付金等の振り込みを行っているところであります。今後は、家屋担当者と土地担当者との連携を強化させていただき、相互にチェックし合う体制を構築することで、再発防止に鋭意努力させていただきたいと思っております。

平成29年度の人事院勧告に伴う給与改正につきましては、人事院は8月8日、国家公務員の給与に関して、月例給については平均0.2%引き上げ、期末勤勉手当については年間で0.1月分引き上げる旨の勧告を行いました。その後、新潟県人事委員会も10月12日に勧告を行ったところであります。当市は、これまで国に準拠の方針で給与改正を行っており、今年度も

国に準拠する内容で、今定例会に条例改正案を提出いたしましたので、よろしくお願ひします。

また、27年の給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引き下げの経過措置として実施をした給与の現給保障と、55歳を超える行(一)6級以上の職員の給与の1.5%減額は、平成30年3月31日をもって廃止となります。

特別職並びに議員の期末手当につきましては、特別職の国家公務員に倣い0.05月分引き上げるとともに、11月6日に開かれた特別職報酬等審議会の答申のとおり、給料・報酬の月額をおのおの引き上げる条例改正案を提案いたしました。今ほどの0.05が0.1となっていると思いますが、ここはちょっとご訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、一般会計補正予算(第4号)についてであります。主な内容としましては、歳出では、グローバルITパークに入居する外国企業と日本企業が、外国人の窓口手続を円滑に進める、このソフトウェアの開発を進めておりまして、本市にとっても窓口業務の省力化に直結することから、総務管理費に電算システム導入業務委託料として314万円を計上いたしました。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、本市の雪の魅力を広く発信することを目標に、試行的であります。雪の保存を行うため、企画費に700万円を計上いたしました。道路橋りょう費では、春割除雪等で4月に執行した予算を本格的な冬を前に補填することとし、機械除雪費に1億円を追加いたしました。教育総務費では、平昌オリンピックへの小野塚彩那選手、また田中友理恵選手の出場と活躍を祈念して、南魚沼市民スポーツ栄誉賞要綱に基づく出場報奨金を計上いたしました。小学校費では、六日町小学校の児童用トイレ改修のために指定寄附金として400万円をいただいたことから、これに合わせて工事請負費を計上いたしました。

歳入では、普通交付税の交付額の決定により4億3,817万円追加し、臨時財政対策債を7,650万円減額いたしました。牧之保育園のペレットボイラー導入に対し、森林整備加速化・林業再生事業補助が決定をしたことから、県補助金に3,123万円を計上するとともに、該当の市債を2,890万円減額いたしました。そのほか市債では、各事業の見込みにより、合わせて8,420万円を減額いたしました。

収支差額につきましては、財政調整基金からの繰入金を1億9,000万円減額することで調整をいたしました。以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ2億2,052万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を320億3,590万5,000円としたいものであります。

昨年11月28日に市長に就任させていただきましてから1年が経過をいたしました。南魚沼市を「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとにしたい」という強い思いから、機会あるごとに南魚沼市を発信してきたつもりであります。

掲げた公約を果たすべく、グローバルITパークやサテライトオフィスの推進、また、ふるさと納税における返礼品の取り組み、全天候型子育て施設の整備、地下水対策にかかわる条例改正などの施策を進めてまいりました。

また、この冬には、ガンホー・モンスターパイプがグランドオープンいたします。トレー

ニングセンター、スケートパーク等を含めた戦略的な展開を進めることで、南魚沼市を牽引し、全国へ、また世界へこの地を発信するエンジンとして活用していきたいと思っています。

ふるさと納税について、この行には書いていないのですが、ちょっとだけつけ加えさせていただきます。今日現在、ふるさと納税が4億円を突破いたしました。本日現在で1万3,888件の寄付者数となっております、4億639万5,614円となっております。我々の予想をはるかに超えるスピードで現在寄付がなされております、大変ありがたいこととなっているところであります。

また、東京にあります事業構想大学院大学というのが、この間、新聞で発表されていまして、目にしました。ふるさと納税の返礼品が、市町村に及ぼす経済波及効果の数字が発表されました。自治体が地元業者に支払う金額の1.4から2.2倍に達するという分析結果が発表されておりました。当市に置きかえますと、例えば調達品金額が2億円とする場合、多く見積もった場合ですけれども、2.2掛けた場合には、4億4,000万円の波及効果があるということとなるかと思えます。

寄付者の皆さんに感謝とお礼を申し上げますが、特に地域の産業の振興にも寄与できるものとなっているということでありまして、今後も引き続き、頑張っまいると考えているところであります。

戻ります。今後も、今までの課題に立ち向かいながら、みずからが先頭に立って次代へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。市民からご理解をいただき、議員各位からも格段のご支援をいただきますようお願いを申し上げ所信表明といたします。

なお、先ほどのちょっとここで訂正をお願いしたいのですが、宮古島大会、全国重要無形文化財の保持団体のところですが、11月9日から11日の3日間ということになっておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第12号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。

議会運営委員長 鈴木一君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 おはようございます。それでは議会運営委員会の報告をいたします。調査事項、平成29年12月南魚沼市議会定例会の運営について。(1)付議事件の概略につきまして、(2)会期及び議事日程について、(3)一般質問の取り扱いについて。2番目、閉会中の議会運営委員会の開催について。3、その他であります。

調査の状況につきましては、平成29年11月24日、委員は6名全員出席であります。正副議長からも出席をいただきました。

調査の内容、執行部の出席を求め、12月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。以上です。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、第 123 号議案 訴訟上の和解についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第 123 号議案 訴訟上の和解についての提案理由を申し上げます。本件は南魚沼市を被告として提訴された損害賠償請求について、横浜地方裁判所から和解案が示されたことを受け、原告が同意の意向を表明したことから、早期解決を図るため和解をするものであります。原告は神奈川県横須賀市在住の松井幹夫さんであります。原告の訴えでは、平成 25 年 1 月 15 日にゆきぐに大和病院で実施した腰部脊柱管狭窄症脊柱固定術において、手技ミスにより犠牲動脈瘤が発生し、術後に激痛を訴えたにも関わらず、CT 検査で見落とし、結果、筋力低下が生じ後遺症が残ったとして、平成 27 年 12 月 4 日に横浜地方裁判所に損害額 3,214 万 1,735 円等を求め、損害賠償請求を提訴したものであります。

原告につきましては、大和病院退院後の平成 25 年 4 月に新潟大学医歯学総合病院で犠牲動脈瘤除去手術を受けた後、平成 27 年 4 月まで大和病院及び市民病院でリハビリを行い、現在は筋肉の萎縮はあるものの、神経や運動機能は回復しております。

提訴後、第 1 回口頭弁論を含む 15 回の審理を経て、裁判所から和解の提案がなされたものであります。和解の要旨としましては、1、被告である当市は解決金として 400 万円を支払う。2、当市は和解成立の日から 1 か月以内に和解金を支払う。3、原告は解決金のほか、当市に対する請求権を放棄し、その他当市及び関係者に対して、何ら請求をせず、一切の責任を追求しない。4、原告及び当市は本件に関し和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。5、訴訟費用は各自の負担とする。以上、5 点であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この 400 万円の金額の内訳といたしますか、働いていらっしやれば当然給与補償等も含まれるわけでありませうけれども、この金額がどうやって 400 万円というものになったのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 400 万円の内訳というものはございません。あくまでも、この双方が和解するための解決金という意味合いでの 400 万円ということでございます。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 和解金であるので、これでどうかということで裁判所から和解の条件を提示されて、両方が納得したということでありませうけれども、この手術を見ても、今、脊柱管狭窄症というのは非常に多いのではないかというふうに言われているわけでありませうけれども、こういう事例が我が市民病院で発生をしたということであるとすると、じゃあ今後、こういうような医療過誤というのは、起きる可能性がまたあるのかどうかということが問題になるわけです。もう絶対こういうことはあり得ないような体制をとったのだということであれば、今後、この金額自体が、もし起きた場合、また増えていくという可能性があるのですけれども、そういうところの対策というのはちゃんととられたわけですね。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 今回の案件も細心の注意をはらいながら手術を行ったということのことです。ただ結果において、一部神経等の損傷が発生し、疼痛等が残ったというような結果の部分ではそのような結果が生じたというような事案でございまして、細心の注意をはらいながら手術は行ったというようなことでございます。今後についても細心の注意をはらいながら引き続き手術のほうを実施してまいるといような内容になるかと思っております。

今後の金額等につきましては、仮に発生した場合はそれぞれ事例ごとに裁判によるのか、双方和解によるのか、事案によって変わってくるかと思っておりますが、事例ごとに判断をしていくということにならうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 123 号議案 訴訟上の和解については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 123 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 105 号議案 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 4 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 105 号議案 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 4 号)につきまして提案理由を申し上げます。歳出の主なものといたしましては、グローバル I T パークに入居する外国企業と日本企業が、外国人の窓口手続を円滑に進めるソフトウェアの開発を進めており、当市の窓口業務の省力化に直結することから、総務管理費に電算システム導入業務委託料として 314 万円を計上いたしました。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック、これにおいて南魚沼市の雪の魅力を広く発信することを目標に、試行的にはありますが雪の保存を行うため、企画費に 700 万円を計上いたしました。

心身障がい福祉費では、利用状況などから介護給付費を 2,815 万円減額し、重度心身障がい者医療費助成を 1,363 万円増額をいたしました。児童福祉費では職員の処遇改善事業を主なものとして、学童保育対策事業費に 1,318 万円を増額し、児童福祉施設費では公設民営保育園、私立保育園の処遇改善事業及び施設型給付費を主なものとして 3,992 万円を増額いたしました。

保健衛生費では、可燃ごみ処理施設への落雷によって発電施設が故障しましたことから、電気料及び施設修繕費を 2,203 万円増額いたしました。道路橋りょう費では春割除雪などで 4 月に執行したこの予算を、本格的な今冬を前に補填することとし、機械除雪費に 1 億円を追加しました。

教育総務費では平昌オリンピックへの小野塚彩那選手、田中友理恵選手の出場と活躍を祈念させていただいて、南魚沼市民スポーツ栄誉賞要項に基づく出場報奨金を計上しました。小学校費では六日町小学校の児童用トイレ改修のために、指定寄附金を 400 万円いただいたことから、これに合わせて工事請負費を計上しました。

歳入の主なものとしましては、普通交付税の交付額の決定により 4 億 3,817 万円を追加し、臨時財政対策債を 7,650 万円減額いたしました。障がい者自立支援給付費の実質見込みによって、国庫負担金を 1,282 万円、県負担金を 641 万円減額いたしました。牧之保育園のペレットボイラー導入に対し、森林整備加速化林業再生事業補助が決定をしたことから、県補助金に 3,123 万円を計上するとともに、該当の市債を 2,890 万円減額いたしました。湯沢町広域行政受入事業収入、前年度決算が確定をしまして、精算により 3,489 万円を追加いたしました。市債では臨時財政対策債の減額のほか、各事業の見込みにより、合わせて 8,420 万円を減額いたしました。収支の差額については、財政調整基金からの繰入金を 1 億 9,000 万円減額することで調整をいたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 2,052 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 320 億 3,590 万 5,000 円としたいものであります。詳細につきましては総務部長より

説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 第 105 号議案 一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして事項別明細書で説明いたしますので、12、13 ページをお願いいたします。2 の歳入からご説明申し上げます。9 款 1 項 1 目地方交付税では、交付税額確定により予算現額との差額として、普通交付税 4 億 3,817 万円の追加計上であります。

2 番目の表、11 款分担金及び負担金、2 項 1 目民生費負担金、2 節児童福祉費の保育園入園費負担金は、たんぼぼ保育園への途中入所による 64 万円の増。2 行目、放課後児童健全育成事業負担金は、人数の減に係る精査により、324 万円の減であります。

3 番目の表、13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費の障がい者自立支援給付費国庫負担金は、介護給付事業費における施設入所者の減や、雇用契約の締結等により就労の機会を提供する就労継続支援 A 型の開設ができなかったことなどにより、1,282 万円の減額であります。2 節児童福祉費の施設型給付費等国庫負担金は、私立保育園 7 園に対する処遇改善等児童保育に必要な経費として 126 万円の増額であります。

4 番目の表、2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカードに旧姓の併記を可能にするためのシステム改修にかかる 10 分の 10 の補助で 359 万円の増額であります。

2 段目、2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費の障がい者自立支援給付支払等システム事業国庫補助金は、平成 30 年 4 月施行の制度改正等に伴うもので、2 分の 1 の補助率 42 万円の新規計上であります。2 節児童福祉費の子ども・子育て支援交付金は、NPO 法人 13 クラブと私立 4 法人の学童保育への歳出の増に係る運営費補助 29 万円の増額であります。3 段目、4 目土木費国庫補助金、1 節道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金は、消融雪工事費の組み替え減による 280 万円の減額であります。

一番下の表、14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費の障がい者自立支援給付費県負担金。国庫負担金同様、介護給付事業費の減額等により 641 万円の減額であります。2 節児童福祉費の施設型給付費等県負担金も国庫負担金同様、私立保育園 7 園に対する児童保育に必要な経費としての算定による 63 万円の増額であります。

14、15 ページ、2 項 2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費の重度心身障がい者医療費助成事業県補助金は、医療費助成金の増額に伴うもので 680 万円の増額であります。2 節児童福祉費の新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金は、国庫補助金同様、NPO 法人 13 クラブ、私立 4 法人の学童保育への運営費補助 29 万円の増額であります。2 段目、4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費の地籍調査事業補助金は、補助額の確定により 376 万円の減額であります。2 節林業費の森林整備加速化・林業再生事業県補助金は、木質バイオマス利用施設等整備に係る、牧之保育園のペレットボイラー導入に対する補助金で 3,123 万円の追加計上であります。

2番目の表、16款寄附金、1項1目一般寄附金では、1件10万円を記載の団体から、2段目2目指定寄付金400万円は、教育施設の整備のため、六日町小学校児童用トイレ改修費用としていただいたものであります。

3番目の表、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金は、財源充当への繰り戻しとして1億9,000万円の減額であります。2段目、3目国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金は、オリンピック出場等報償分2名分を見込み、100万円の増額であります。3段目4目市民の文化・スポーツ奨励棚村基金繰入金は、国体等出場奨励金の不足を見込み、40万円の増額であります。

一番下の表、19款諸収入、4項6目広域行政受託事業収入、1節湯沢町広域行政受託事業収入は、次のページ、16、17ページにわたっておりますが、平成28年度実績による、それぞれの受託事業の精算であります。15ページの5行目、可燃ごみ処理業務における、発電用タービン故障による電気料増に係る負担分が大きく、全体で3,489万円の増であります。

16、17ページ、最後の表、20款市債、1項2目総務債の公共施設等適正管理推進事業債は、牧之保育園のペレットボイラーに係る補助金増分による調整で2,890万円の減額であります。2段目5目土木債では、道路新設改良事業費の実績見込みにより、地方道路交付金事業債2,120万円の追加計上であります。3段目8目臨時財政対策債では、発行可能額と予算現額との差額7,650万円の減額であります。以上が歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして、18、19ページをお願いいたします。歳出について、ご説明申し上げます。2款総務費、1項1目一般管理費、説明欄の丸、行政共通事務費97万円は、市長の出張旅費に不足が見込まれることによる職員旅費の増額と、老朽化した予算書・決算書等作成用の包み製本機の購入に係る事務用備品購入費の計上であります。

2段目、3目電算対策事業費の総合行政システム事業費は、外国人の窓口手のオンライン予約システムを、グローバルITパークの企業からの導入に係る電算システム導入業務委託料と、総務省の補助事業で、旧姓使用による女性活躍推進等に対応し、マイナンバーカードに旧姓の併記ができるようにするための電算システム改修等業務委託料、合計で673万円の追加計上であります。

3段目、6目財産管理費の庁舎管理費は、本庁舎天窓の雨漏り修繕等による修繕料200万円の増額であります。4段目、7目企画費の企画プロモーション事業費は、東京オリンピックに向けた、雪国南魚沼PRプロジェクトとして、次年度、渋谷区において保存雪を利用した交流イベント開催のための、雪を保存する各種業務委託料700万円の新規計上であります。

一番下の段、9目バス運行対策費は、湯沢町広域行政受託事業収入における、特別支援学校業務分の減額に伴う財源更正であります。

2番目の表、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の国民健康保険対策費（特別会計繰出金）は、国保会計支出職員の人事異動及び給与改定による人件費と、繰入金としての地方交付税措置額である財政安定化支援事業の当初予算との差額分、合計で460万円の増額であります。

2 段目、2 目心身障がい福祉費の説明欄最初の丸、心身障がい福祉一般経費は、平成 30 年 4 月施行の制度改正に伴うシステム改修業務委託料 86 万円の増額、次の丸、障がい者自立支援事業費は、実績により不足が見込まれる補装具給付費 250 万円の増額と、施設入所支援における、死亡による入所者の減や、当初予定していた就労継続支援 A 型の開設ができなかったことなどによる介護給付費（者）の 2,815 万円の減額であります。3 番目の丸、重度心身障がい者医療費等助成事業費は、腎機能障がい 3 級取得者の増と、制度改正による対象者の増により医療費助成金（県単）1,363 万円の増額であります。

3 段目 3 目老人福祉費、最初の丸、老人保護措置事業費は、8 月の入所判定委員会で養護盲老人ホーム「胎内安らぎの家」への入所待機者 1 名が入所可能と判定されたことにより、老人施設入所措置委託料 140 万円の追加計上であります。2 番目の丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）は介護給付費の増加による市負担分の増、介護予防ケアマネジメント事業費に係る人件費の増、介護報酬改定等システム改修事業費の補助金増に伴う繰入金減による事務費の減額により、合計で 683 万円の増額計上であります。

20、21 ページ、1 項 8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、湯沢町広域行政受託事業収入における、魚沼荘運営業務分の減額に伴う財源更正であります。

2 段目、9 目臨時福祉給付金事業費は、平成 27 年度において、支給後に税更正により対象外となったことによる過年度国県補助金等返還金 11 万円の計上であります。

2 番目の表、2 項 1 目子育て支援費の学童保育対策事業費は委託料の増額で、NPO 法人 13 クラブは、職員追加採用による人件費の増と、国庫補助の処遇改善事業等により 969 万円の増額、私立の 4 クラブは、同じく処遇改善事業と国補助単価の増などにより 349 万円の増額であります。2 段目、3 目児童福祉施設費は、最初の公設民営保育園委託事業費の 3 園、以下、私立保育園委託事業費の 1 園、私立認定こども園事業費の 5 園、そして、地域型保育事業費の 1 園ともに、処遇改善事業と、給与改定に係る人件費の増額等を見込み、それぞれ委託料及び負担金の調整で、全部で 3,992 万円の増額であります。なお、減額となっております、むいかまちこども園と、その 3 行下、南魚沼どろんこ保育園、一番下の小規模わかば保育園は入園児童数の減少によるもので、4 行戻って、野の百合保育園は認定こども園への変更などにより、基準単価が見込みより減となったことにより、全体として減額となるものであります。

22、23 ページ、4 款衛生費、2 項 2 目斎場管理費は、湯沢町広域行政受託事業収入における斎場業務分の減額に伴う財源更正であります。

2 番目の表、3 項 3 目し尿塵芥処理施設費、最初の丸、可燃ごみ処理施設費運営費は、7 月の落雷による発電設備の故障により電気料が不足するもので、光熱水費の電気料 891 万円の増額、その下、可燃ごみ処理施設整備事業費は、定期点検時に発見された、ボイラー給水ポンプ故障による更新工事ですが、7 月の落雷による機器の緊急修繕を優先したことにより、不足する処理施設定期修繕工事費 1,312 万円の増額であります。

3 番目の表、5 款労働費、1 項 1 目労働諸費は、湯沢町広域行政受託事業収入における、

職業訓練業務分の減額に伴う財源更正であります。

4番目の表、6款農林水産業費、2項1目林業振興費の南魚沼産で家づくり事業費は、7年目となる事業で、10月末の実績から南魚沼の木で家づくり事業補助金100万円の増額であります。

一番下の表、7款商工費、1項1目商工業振興費の中小企業金融制度事業費は、次のページ24、25ページ、新潟県小規模企業支援資金の利用が多く、不足が見込まれる信用保証料補給金320万円の増額であります。次の丸、企業立地促進事業費は、国道291号線の拡幅に伴い、平成26年に撤去したままとなっていた新堀新田工業団地の案内看板について、工業団地連絡会からの要望により、信号柱に添架する形で案内看板を設置するもので、看板設置工事費22万円の新規計上であります。

2段目、2目観光振興費の観光施設維持管理費は、関越自動車道から見える、石打丸山スキー場のモンスターパイプのPRと、誘客促進を図るため、関越自動車道下り塩沢・石打サービスエリア内の既存看板を改修するもので、観光看板改修工事費40万円の計上であります。

2番目の表、8款土木費、2項2目道路橋りょう維持管理費の道路橋りょう維持補修事業費は、市道保々島前島線の橋梁架けかえ工事において、予備設計が必要となったことから、測量・調査設計委託料に318万円を追加し、一部舗装工事費100万円を減額し組み替えるものであります。

2段目、3目道路橋りょう除雪事業費の機械除雪費は、春先除雪の執行分を考慮して、不足分を見込み、除雪等業務委託料に1億円を増額するものであります。次の消融雪施設維持管理事業費は、前段、測量・調査設計委託料への組み替えと、交付金割当てが見込みを下回ったことにより消融雪施設工事費468万円の減額であります。

3段目、4目道路橋りょう新設改良費は、地方道路交付金事業債の追加による財源更正であります。一番下の表、6項1目国土調査事業費は、補助対象事業費の配当減などによる事業費の調整で、職員旅費からずっと新潟県国土調査推進協議会負担金まで、合計で130万円の減額であります。

26、27ページをお願いいたします。10款教育費、1項1目教育委員会費の国際交流及び文化・スポーツ基金事業費は、来年の韓国平昌オリンピック出場に関連した報償費100万円の増額であります。

2番目の表、2項1目小学校教育運営費の小学校管理一般経費は、暖房機器等の修繕費がかさみ、不足が見込まれる修繕料600万円の増額で、次の要保護・準要保護児童援助事業費は、就学援助に係る新入学学用品費の国庫補助単価の改正と、次年度小学校、就学予定者への対象拡大を見込み、就学扶助費54万円の増額であります。

2段目、2目小学校整備費の小学校施設等整備事業費は、指定寄附による、六日町小学校トイレ改修のための施設改修工事費400万円の計上であります。

3番目の表、3項1目中学校教育運営費の中学校管理一般経費は、塩沢中学校の水道管と六日町中学校のプールで発生した漏水により、不足見込みの光熱水費、上下水道260万円の

増額と、八海中学校として統合となる三中学校の部活交流バスの不足が見込まれることから、バス運行業務委託料 10 万円の増額であります。次の要保護・準要保護児童援助事業費は、小学校教育運営費と同様により、18 万円の増額であります。

一番下の表、6 項 2 目公民館費の公民館施設管理費は、塩沢公民館 3 階の図書室を、1 階の旧展示室に移設するための修繕料 124 万円の増額であります。

2 段目、3 目図書館費の図書館管理運営費は、ショッピングセンター ラ・ラ共用部分の空調機入れかえに係る共益費等負担金 235 万円の増額であります。

次の、28、29 ページ、6 項 4 目文化行政費の市民の文化・スポーツ奨励棚村基金運営事業費は、オリンピック出場も含め、過去 3 年間の交付実績から、不足が見込まれる棚村基金国体等出場推奨金 40 万円の増額であります。

2 番目の表、7 項 1 目保健体育総務費のスポーツ推進事業費は、パブリックビューイングや横断幕・のぼり旗等、平昌オリンピック応援事業に係る会場借上料と、各種団体補助金、あわせて 40 万円の増額であります。

2 段目、2 目体育施設費、最初の丸、体育施設一般管理費は、大原運動公園の落雷による野球場やテニスコートなどの電気設備の修繕により、今後不足が見込まれる修繕料 100 万円の増額であります。2 番目の丸、体育施設整備事業費は、南魚沼市トレーニングセンターの管理運営事務を円滑に行うため、3 団体が混在する現事務室から、2 階講和室への一部移転のための施設改修工事費 83 万円の増額であります。3 番目の丸、ディスプレイ改修整備事業費は、施設の北東部と北西部に設置している職員口について、消防法の規定により耐火構造とすることによる施設改修工事費 324 万円の計上であります。

3 段目、3 目学校給食費の給食センター方式事業費は、炊飯釜のふたや、食缶の劣化による入れかえに伴う消耗品費、大和・六日町・塩沢、各給食センターのボイラーや自動ドアなどの修繕料、六日町小学校の炊飯業者の変更に伴う遠距離輸送費、合計で 475 万円の増額であります。

一番下の表、14 款予備費は、収支差額の調整によるもので 282 万円の減額であります。

以上が、歳出の補正内容であります。

なお、9 月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、11 月下旬までで 9 件の 941 万円であります。主な内容は、災害復旧事業の災害査定に係る調査設計委託経費の不足による、調査委託料 261 万円、豪雨災害で被災した林道 2 路線 5 か所の、災害復旧工事費 193 万円、六日町中学校及び塩沢中学校の漏水による光熱水費の不足分 81 万円、今泉記念館のトイレのセンサー修繕料 44 万円、モンスターパイプ圧雪車の整備修繕に想定以上の経費が掛かったことによる、スポーツ施設整備機器修繕料 85 万円、迅速な交付決定を行うための補装具給付費の不足分 250 万円などであります。

戻っていただきまして、6 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正であります。年間、経常的に運行する通学バス等の業務委託について、運行開始の 1 か月前までに運行計画等を陸運局に届け出をすると、陸運局が定める基準の約 3 割減で契約ができる制度

を円滑に利用できるようにするため、平成30年度の業務を債務負担行為により2月中くらいの入札としたいものであります。

次の7ページは第3表、地方債補正であります。起債の目的の3段目、公共施設等適正管理推進事業債の減、中ほど8段目、地方道路交付金事業債の増、下から3段目、臨時財政対策債の減は、歳入20款の市債で申し上げたとおりで、限度額を合計で8,420万円減額し、33億8,280万円としたいものであります。

1ページに戻っていただき、以上により、歳入歳出予算の補正額及び、総額につきましては、提案理由の説明のとおりであります。

以上で第105号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点、18、19ページの企画プロモーション事業費について、ちょっとお聞きいたします。これは雪の保存等ということですが、どれだけの量を保存されるのか。そしてまた、この企画プロモーション事業、各種業務委託料ということですが、これは雪を保存するためだけの700万円なのでしょうか。それとも、企画を外部委託するのか。そしてもう1点ですが、この雪の保存で、次年度というか、運搬をしようと思うのですけれども、運搬して、渋谷区でしょうか、イベントをするわけなのですが、どういう形でこの雪をアピールするのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 この雪の保存の部分を今回補正させていただいております。300立米ほどを試験的に今回やるということでございます。おおむね200立米程度が残るのではないかとということで見込んでおりまして、今回の補正には当然のっておりませんけれども、来年度の予算の中でこれを都内のほうに運ぶ経費を計上させていただくというような形で予定しております。

次年度の運搬のことですけれども、渋谷区の何がしらのイベントの中で実際に雪を搬入しまして、そこで使うということでございます。将来的には提案理由で申し上げましたとおり、2020年のオリンピックの際にも使いたい、そこが本番というようなことでございます。当地域の基本的な、重要な地域資源であります雪の魅力をアピールするためのプロモーションの経費ということでございます。以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 それでは、200立米ほど残られるということですが、それを次年度というか、運搬も200立米をされるのか。

あともう1点ですが、アピールするというのはすごく私もいいことだと思うのですけれども、南魚沼の農産物、物産等、よく市長もいわれていますが、雪室で保存されているような品物とかもアピールしていくのか。雪全体、スキー等のデモンストレーションをするような、ちょっとしたゲレンデみたいなものをアピールする、そういうのはまた今後の市長の考えと

どうか、企画のほうの考えになるのか。ちょっと質問というか、答弁漏れがあったかもわからないのですが、これはよその外部委託というのはされているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 私のほうでちょっと不足があったら担当のほうに話してもらいますが、来年——渋谷区さん内にはオリンピック施設もあつたりとかいろいろありまして、あと渋谷のお祭りもかなり盛大なものが行われています。そこで夏、できれば雪室のユニットみたいなものを持ち込んで涼をとる。一番暑い時期にオリンピックが行われることとなりますけれども、そのときにこの涼しさを求める。今、よくミストが出ているような、催場に行くとありますが、あれでは私はつまらないというふうに思っています、我々のアピールできるのは雪室のそういうことを、世界的に発信できる大変いい機会になるのではないかとということです。その中には当南魚沼市のさまざまな物産、地酒がいいのか、例えば今はやりの甘酒等も、夏の俳句の季語にもなっておりますし、そういったものがアピールできるのではないかと。そういう実証実験的な意味も含めて、来年渋谷でやらせていただいて、そこにはオリンピックのさまざまに関係している皆さんからも実際に目で見てもらってということをやりたい。

また同時に、来年、ここでもお話ししてきましたが、来年の7月に全国の雪室サミット、名称は雪の市民会議となりますけれども、これを当南魚沼市で全国大会を開催しますので、それらと関連づけて、これをやってみたいということでもあります。ゲレンデをつくるということまでは発想しておりましたでしょうか——ちょっとわかりません。でも例えば雪だるまをつくるとか、いろいろなことが考えられるかと思えます。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 大変申しわけございません。答弁漏れがあったようでして、外部に企画の部分を委託するかというご質問があったかと思えます。今のところ、今回の補正予算は当然ですけれども、来年度以降も企画を直接、外部に業務委託するとか、そういうことは今のところまだ想定しておりません。これはイベントの参加状況によりますけれども、向こうのイベントの実行委員会等の調整等もございまして、それによって必要な場合は、そういう場合も出てくると思いますが、今のところ想定していないということでございます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと4点になってしまうのですが、まず、今の点からちょっとお願いしたいと思います。19ページの企画プロモーション事業であります。説明を当初聞いて、あ、そうか、というふうに思いはしたのですが、よくよく聞いてみると、東京オリンピックに向けての、何かしらの渋谷区のイベントに、まだはっきりしないけれども、企画も委託はするつもりはないけれども、いろいろ雪を使ってやってみようという、そういうような予算の組み方ですね。700万円ですから、それでいいのかということなのです。

もうちょっとやるのであれば、きちんとそこら辺を考えながら、そういう東京オリンピックにはこういう効果も期待できるし、これをやってみようみたいなことが明確になって700万円使うのであれば、私は全然いいと思うのですが、どうも話を聞いてみると、そこ

ら辺がまだはっきりしていないようなので、そこら辺をもう少し教えていただきたいという点が1点。

13 ページ、障がい者自立支援給付の国庫負担金及びまた県負担金も関連するのですけれども、説明では就労A型の開設ができなかったためというようなことでありました。その点、どのような計画であって、なぜそのA型が開設できなかったというところをもうちょっと説明をいただきたい。

17 ページ、臨時財政対策債でありますけれども、発行可能額と予算現額の差額でマイナスにしたということですが、地方交付税が確定しましたので、その辺での差額が出たのだと思うのですが、じゃあ、このマイナス 7,650 万円しまして、この臨財債の発行可能額いっぱいになったのか。もしくは、そんなことはないかもしれないけれども、余裕をもって減額をしたのかというところを確認させていただきたいというふうに思います。

もう1点です、済みません。27 ページ、一番下の図書館の管理運営費の共益費の負担金があります。共用部分の空調機の入れかえがありました。6月補正で多分、入れかえをしたのだと思うのですが、340 万円ぐらいの負担があったわけなのですが、それに伴っての共益費負担金増ということのような説明でありました。それにしても 235 万円というのは非常に大きい負担金増になっているのですけれども、その辺の、これだけでこんなことになるのかというところを、いろいろな理由があるのならあれですけれども、そのところをもうちょっと教えていただきたい。以上です。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1点目の企画プロモーションの業務委託の関係でございます。議員がおっしゃるとおりで、こういう多額の予算を計上する際に、そういう想定の上で、計画をしっかりと固めた上でということ、ごもっともだというふうに考えております。ただ、今回、先ほども「試験的に」という言葉を使わせていただきました。300 立米を集雪いたしまして、200 立米程度残るだろうということで見込んでおりますけれども、これは過去のデータからこの程度は残るだろうということを見込んでいただけでして、それを実際に進めてみるということ。それと、目標年 2020 年ということですが、どのような形で、どれだけの量が必要になるかというのを、この3年間の間に調整しながら進めるということでございますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2番目のA型施設の開設の関係でございますけれども、当初予算計上の段階で、当市のほうには就労継続支援A型の施設がないものですから、ぜひ開設できれば、自立支援につながるということで予定をしておりまして、事業者のほうから10名程度の施設の開設の計画打診等がありまして、それを計上したところです。

その後、実際、施設事業開始という段階で、事業所のほうで最終的な決断に至らず開設ができなかったということになります。細かい、そのなぜという部分につきましては、事業者の業務の関係でございますので控えさせていただきます。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 臨財債の関係でございますけれども、臨財債の減額につきましては、当初、総務省から示された地方財政計画による伸び率により、当初見込んでおりましたけれども、実際の算定において、総務省のほうでは当初の伸び率を下回ったということによる差額で減額となったもので、臨時財政対策債につきましては満額起債しております。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 4番目の質問でございますが、前回補正させていただきました、エアコンの入れかえのそことは全く別の場所でございます、具体的に申しますと、駅側から入った部分。共用部分のところですが、当初は、今まで大丈夫だということで使っていたのですが、ここにきまして全く機能しなくなりました。それで、今回室外機2台、室内機6台の入れかえを行いまして、全部共用部分ですので、その共益負担割合が38.15%となりまして、現在この補正の額になっております。以上です。

○議 長 質疑の途中ですが、休憩いたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

[午前10時54分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

[午前11時10分]

○議 長 質疑を続行いたします。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 15ページ、寄附金について、どこでお話をするべきかわからないのでここでやりますが、ふるさと納税というのはさっき4億円を超えたという話です。実際これも寄附金という形で、名目はふるさと納税寄附金だと思っておりますけれども、こういったその財政上の扱いのやり方というのはどういう形であらわれてくるのか、ひとつお聞きしたいのです。

なぜかという、3億円突破した、4億円突破したという非常に市長のはしゃいだあれが出ていますけれども、実質的な収入が——合わせて聞くのですよ、市民は3億円、4億円、今度は5億円だという話になると、これが当然調達費もいるわけでありまして、そしてまたJTBにも流れるわけでありまして。そういったので大体どれぐらいの額が、どういうふう処理されるかというあたりを、ひとつお聞きしてみたいというふうに思いました。

次に19ページですが、上段の2番目、3番目、4番目の丸ですが、外国人の窓口業務ですか、これは委託費314万円が盛られているわけでありましてけれども、これについては相手先はどうであるか、お聞きします。

次は庁舎管理について、修繕料、天窗、ロビーに多分、落滴していたあの仕事だと思っておりますけれども、200万円の内訳というか、なぜ200万円かかるのかということかな——補正であります——かかったのか、その辺をひとつお聞きします。

次の企画プロモーションの事業ですが、先ほどから聞いておられますと、非常に計画がずさんではないか。やってみなければわからないというようなことで、じゃあ何をこの700万円、

今年度予算で使うのかというところが全然説明がないのですね。どういった手法で 300 トンを確保するのか。それには幾らかかるのだと。そして、運搬費が、要するに来年度は来年度でまた予算がのっかってくるのか、来年度の事業予算、要するに運搬したり、向こうで、むろならむろを製作したりとか、そういうものまでかかっている 700 万円なのかというのが、ほとんどみえないわけでありますので、ひとつそれをお聞きします。

やはり、こういった数年かけてやる、プロジェクトですよ。こういったプロジェクトは、私も総文の委員ですけれども、企画は多分総文ですよ。もう少し開示してやったほうがいいのではないですか。お聞きします。

次が 27 ページ、オリンピックの報奨費についてですが、100 万円についてはどういった内訳になるのか、ひとつお聞きしてみたいと思います。以上です。

○議 長 答弁の前に岡村議員に。発言につきましては、言葉遣いに注意を願いたいと思います。「はしゃいでいる」というような表現は不適切かと思っておりますので、よろしくお聞きします。

地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 ふるさと納税の件でございますけれども、今回、前回の補正で盛らせていただいたとおりで、歳出のほうの見込み額、それと歳入のほうは、総額が見えないということもありまして、同額を計上しているというようなことでございます。実際には、歳入のほうは今ほど市長のほうからも申し上げましたとおりで、予想を上回る入金状況でございます。特に昨日一日で 1,200 万円という、今までで一番一日の額が多かったというようなことがございます。このペースで伸びていくと相当な額には当然なるわけですが、使い道のほうは、それぞれコースが既に設定されておりまして、それで具体的に使用するものが決まりましたときには、予算にまた計上させていただくというような形になっております。

今現在、この平成 29 年度でいただいております、今現在 4 億円を超えておりますけれども、その使い道につきましては、具体的に皆様はまだお示しできる段階ではないということでご理解いただければと思っております。

それから、企画プロモーションのほうの雪の関係でございます。計画のほうはずさんだというお話ですが、これは先ほど来、ご質問にお答えしているとおりで、今回の予算は貯雪のための予算でございます。搬出する分の予算はこの中には含まれていないということで説明申し上げたところでございます。今回 700 万円は貯雪の経費ということでございます。来年度以降、当然ですが運搬の経費は予算化させていただくようになるかと思っておりますが、これは今、予算編成の作業中でございますので、数字的なものは差し控えさせていただければと思っております。以上です。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 今ほどご質問のありました、外国人の窓口受付システムについてでございますが、グローバル IT パークの中に外国企業とコーディネートするアダプトイノベーション

ンという会社があります。その企業が外国の企業と開発の契約を行いまして、私どもの仕様に求めるシステムの構築をしていただくということになります。ですので、私どもとするとアダムのインベションに対して委託契約をします。その後、第三者に再委託が入るという格好になります。以上です。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 庁舎の修繕費についてでございます。天窓の修繕の内訳ということですが、天窓の修繕そのものは40万円ほどでございます。ですが、その他、ほかの雨漏り箇所のコーキング処理ですとか、ほかの庁舎の修繕等がかさんでおりまして、全体として不足額ということで200万円の要求をさせていただいたものでございます。以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 一番最後の質問でございますが、南魚沼市民スポーツ栄誉賞の要綱によりますと、市内に居住している者、もしくは市の出身者等で、市長が特に必要と認める方に対しまして、オリンピック出場される場合、1回につき50万円という規定がございます。今回、有力視されております南魚沼市に住所のございます小野塚選手と南魚沼市出身の田中選手、50万円掛ける2で、お2人で100万円ということでございます。以上です。

○議長 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段で議長から発言を注意されましたが、言いわけになりますけれども、インターネット、ホームページを見ていますと、はしゃいでいるように、要するに言葉が悪かったかもしれませんが、私はそういったふうにとれたということでもあります。悪意があつていったつもりはございません。

そのふるさと納税について、使い道ができたならあらわすのだということなのではございますけれども、財政上でいくと、収入になっていけば、収入に上げるという形にならないのかなというふうに思いますが、もう一回お聞きします。

あとはもう1点は、JTBさんには出来高というか、物件数とか、そういう形で手数料がかさんでいくというようなことであるのか。その辺が実際予測として、3億円入ったとしたならば、実は実際使えるのは3分の1なんだよとか、というようなことが予測できるのかどうかひとつお聞きしたいというふうに思います。あと……。

[何事か叫ぶ者あり]

○議長 長 岡村議員どうぞ進めてください。とりあえず進めてください。

岡村議員。

○岡村雅夫君 次の電算と庁舎管理については、40万円というのは、天窓だけが40万円で、あとはほかの修繕だということで了解いたしました。

企画の問題で貯雪、要するに雪をためる、保管することで700万ということについて、私はもう少し説明が必要なのではないかとこのように考えますが、お答え願います。以上です。

○議長 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ご質問のありましたJTBとの手数料の関係でございますが、先

ほどお話ししたとおりに、今後編成作業を通じて額が確定するわけですが、JTB等の手数料につきましては、扱った寄附の申込額に従いましてパーセンテージがございます。その額をJTBさんのほうにお支払いするという形でございます。以上です。

○議 長 議題外につきましては、執行部のほうの判断にお任せしますのでよろしくをお願いします。

総務部長。

○総務部長 ふるさと納税の収入の扱いということについてでございますけれども、収入支出、歳入歳出はイコールという形が原則でございますので、ふるさと納税で歳入、収入が上がれば、どこかの支出に充当するということになります。今、考えられるのは、歳入であれば、財政調整基金にとりあえず積んでおくという形になります。先ほど特命部長が申し上げましたように、事業のほうはまだ確定しておりませんので、もし、今年度中に何かふるさと納税を利用した事業をやるということであれば、そこに充当する財源としてふるさと納税寄附金として上がるということになります。以上でございます。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 700万円の内訳ということでございます。この中には現場で雪を集めるための経費になります。仮設費から始まりまして、特に大きいものを申し上げますと、保温用の木材チップ、これが300立米ほどございます。それが一番大きな金額になっておりますし、それを雪を集めた上にかぶせる作業ということで、重機の使用料等が入っているというようなことでございます。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2点伺います。1点目、21ページの学童保育事業について。ここでNPO法人の人員増の件費と処遇改善という説明がありましたが、件費のほうはどこの学童保育で、何人ぐらい増になったのか。そして、その金額の内訳ですが、件費のほうで、処遇改善のほうで幾らということがわかりましたら教えていただきたいと思っております。

2点目、27ページ。小学校の施設改修で、六小のトイレを洋式にするという説明がありましたが、洋式化のほうは、かなりまだまだ遅れているところもあると思っておりますけれども、六小のトイレはこの400万円で全部洋式になるのかどうか。その点、以上2点お願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 件費の関係の人員の関係でございます。こちらにつきましては、全体で4.7人分ということになっております。それぞれの施設——NPOの場合は施設もそうですけれども、全体で回す関係もありますので、そういった形になっております。

あとNPOの関係でございますと、処遇改善に相当する部分でございますけれども、969万円のうち、450万円が処遇改善相当分として充てられる分となっております。そのほか、私立のほうの関係でございますけれども、こちらにつきましては349万円が補正予算に上がっておりますけれども、こちらの部分が処遇改善として対象となっている経費になります。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2番目の質問でございますが、指定寄附をいただきまして、現在の予定でございますが、暖房便座をウォシュレット付きの便座に、大体12基ぐらい変えることを予定しております。ただ、そのほかの額で和式から洋式に変えるということ、今、検討しておりますけれども、議員がおっしゃいました全部の便座を洋式に変えることはできません。ちょっと詳しい数字を持ち合わせておりませんが、そこまでは工事ができない予定でございます。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、学童のほうだけでも一度お願いしたいのですけれども、この処遇改善のことですが、今年度から処遇改善の制度にこの市でも当たるようになった。夕方6時半以降というのが、そこまでやっていると当たるということですが、ちょっと聞いたことだと、国、県、市で3分の1ずつの負担と聞いたように思うのですが、国と県、ここに歳入で入っているのだと29万7,000円ずつかなと思うのです。市のほうの金額としては何か多いかなと思いますけれども、その辺をもう少し、負担割合についても一度ご説明お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 補助率につきましては、国3分の1、県3分の1、市3分の1、これに間違いはございません。あと、予算上で上がっております、国、県の補助金の額につきましては、処遇改善だけでなく、定員の増減等がありましたので、そういったものも全部精算した中での予算措置となっております。処遇改善部分だけを見ていた額ということで見ないでいただきたいというふうに考えております。全体の年間の運営費の経費の中を回した中で、これだけの今回の補正対応とさせていただいたという内容になります。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 19ページの企画プロモーション費の話です。これ、南魚沼の魅力を夏場に渋谷でアピールしようという市長のそのトップセールスに関しては、理解はきちんとできるのです。先ほどの答弁の中で、雪室を使ってという話もあったので、ちょっと聞かなければいけないのは、南魚沼の雪を使わなければいけないという本質的な話です。単純に300立米を保存して200立米になる可能性がある。それを運ぶと。運ぶ費用は入っていない、単純に保存だけ。

南魚沼が例えば日本で唯一赤い雪が降るといっているのであれば、南魚沼の雪を使わなければいけない。だけれども群馬で保存をしても、青森で保存をしても、南魚沼で保存をしても、春先には密度としては1立米あたり900キロぐらいのものになる。それを考えていくと、都内で氷を買って運ぶと当然安くなるわけですね。私の試算ですと、セブンイレブンの氷が1.7キロというところで300円でいくと、大体350万円ぐらいで、その氷が調達できる。その氷と南魚沼で保存した雪というものの差は、本質的な部分で何なのか。

南魚沼の雪文化を伝えたいというところで、雪室をモデルにしたブースをつくるというのであれば、南魚沼の雪である必要性があるのか、ないのか。例えば、保存が屋外でウッドチップを使って保存することがそれに適しているのか。例えば市内に幾つかある雪室の中で、南魚沼市が費用を負担して、一部入れてもらったものをそのときにだけ抜いて運ぶこと、そのあたりの相見積ではないですけれども、1つの方法だけで700万なのか、それとも3つか4つの候補を考えた中での700万で屋外での保存なのか。そのあたりの説明をお願いします。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 今回補正させていただいた分につきましては、南魚沼の雪をそのままということでございます。ほかの方法でのものというのは今のところ考えていないということでございます。今、議員のご質問の中でもありましたとおりで、南魚沼だからこの雪があって、南魚沼だからこの技術があるというようなのが前に出せるというのが、非常にいいプロモーションになるのではないかとという観点で進めさせていただいております。再三申し上げますが、今回試験的ということでございますので、南魚沼の雪を保存する、200立米残るためにはどういう形が必要かということでございます。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 はい、わかりました。じゃあ、南魚沼の雪でなければならないということはわかりました。であるならば、例えば雪の市民会議が7月に行われるわけで、今回の300立米から200立米に抑えることができたのか、それともそれが予想以上に多かったのかというような、要は調査・研究も含めての試験的なものであるならば、その研究発表みたいなものはきちんとされるということなのでしょうか。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 そういう機会が持てればいいかなというふうには考えているところです。それが南魚沼の雪、その保存技術がこうというような発表になっていくのかと考えております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 19ページの民生費のところではちょっとお聞きしたいのですけれども、下の段の障がい者自立支援事業費です。この介護給付費のところでは、先ほど就労支援のA型、これが一定程度、当初は手挙げといいますか、声があつたけれども、結果としてだめだったということでした。このできなかった理由、それは個々の事業者の理由は結構なのですが、制度的に何かやはり全体的に高いハードルみたいな部分があるのかどうなのか。それともう一つは、来年度に向けて、今予算作成中だと思うのですけれども、来年度、新年度に向けては手挙げの状況といいますか、その辺の状況はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまの質問の支援A型の施設の開設という問題ですけれども、ハードルのものからいきますと、それをやはり運営するスタッフの方、ちゃんとした資格を持

った方が当然必要になりますし、そのサービスを行うための支援員の確保というのが一番大きな問題になってくるかと思えます。ただ、今回の取りやめになったところにつきましては、やはりほかの事業も行いながらA型を行うということ。そして、A型を実施するとするとそこで就労する方には、今までの単純に施設等と同じではなく、最低賃金の保証ということもありますので、事業としてちゃんと運営していくということも見据えた中での開設になるかと思えます。その辺の中で事業者のほうで決断、実施しようという決断に至らなかったのではないかというふうに考えております。

今後につきましても、A型の施設につきましても、当市の中で今ない状況ですので、自立を進める上では非常に大切というふうに考えております。現在もこの施設の開設に向けて1社ですけれども、検討してみたいというふうなお話もありますので、それについて市としても支援できる体制をとれるかどうかというのを現在検討している状況であります。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほどもありましたけれども、13番の歳入歳出でいうと、先ほどのページなのですが、A型就労ということで、今まではなかなかこの市内にニーズがないということで、A型にはなかなか伴ってこなかったわけです。実際こうやって立ち上げるときに、行政の指導ということですね。民間事業者がということをやっていますけれども、そうことが行政的にやらなければいけない事業だというふうにわかっていながら、どういうふうに——民間にそれを任せてばかりいていいのか、どういうふうなまた指導をしていくのかというのは、大切な事業です。それだけでいいのかどうかという部分があると思えます。

支援学校は素晴らしい学校ができてきて、やはりそこから就労につなげていく中で、ここはすごく大切な部門であります。スタッフがいない、どうこうという中でも、それは行政指導としてどういうあり方がいいのかということをしかりやっつけていかなければいけないものだと思いますので、その辺の答弁を願いたいと思えます。

21ページ、学童保育です。処遇改善が行われますけれども、こういったところでいつも指摘していましたスタッフ不足が解消となっていくものなのか。今までの処遇が悪かったので処遇改善ということなのか。そういう面でお聞かせいただきたい。その下の保育のこともそうですけれども、両方処遇改善と出ていますけれどもいかがでしょうか。

これもやはり行政的な権限というものが民間に対してどこまでいえるかという部門だと思っています。なかなか任せきりの部分が多いのかなど。委託していいということが前提にあります。こういうことになっていきますけれども、であれば民間じゃなく、公設公営でやったほうがいいわけです。民間にしっかり指導ができていくかというのがなかなか見えてこないのが現状だと思っていますので、どうなっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

先ほど来出ています27ページの小学校のトイレの問題です。本当に民間の力で指定寄付がありまして、小学校の改善が行われていますけれども、本来であれば、これは行政が行うべき仕事だと思っています。そういった面でいろいろな、こうやって民間が立ち上がっていただいているところはそういうふうなことができていきますけれども、今後どういうふうになっ

ていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1番目のご質問の関係でございますけれども、確かに市のほうとしても、施設のサービスを進めていく上では積極的なかわり方というのにも必要になってくるかと思いますが、まず事業者の方からの手挙げを待つような状況にあります。

今の需要としまして、総合支援学校の卒業生の方が一般就労という形で企業のほうに入っておられる方も2名おります。これは平成28年度の実績になるかと思いますが、2名ほど一般就労に就かれています方もいますが、それ以外の方、卒業生の7割、8割の方はその後一般就労なりに就けないと、B型ですとか、自立生活介護ですとか、そういった部分のほうに行くわけですので、できるだけ自立をしていただくためには、A型事業所等を市として持ってこられるような形を進めたいと思っております。

具体的な方策につきまして、今の段階でこういった方策があってA型を進められるというところには至っておりませけれども、事業所のほうと市の実情というものをよく入ってこられる事業所のほうに説明し、情報を共有した中で来ていただくようなお話を進めたいというふうに考えております。

あと、2番目の関係でございますけれども、こちらにつきましては、最初で言いますと、学童保育の処遇改善につきましても、児童支援員という形でキャリアを積んでいる方につきましては、3段階での処遇改善を行うよう国のほうからきておりますし、それに基づいての実施を行っているところでございます。こちらのこれらの実績、それぞれの施設がどういふふうな実績を行っているところでございます。こちらのこれらの実績、それぞれの施設がどういふふうな実績を行っているかにつきましては、中間的なものとしての情報もいただいておりますが、最終的には実績によってといった一時金で全て処遇改善の対応をしたのか、福利厚生はどのくらいの割合だとかいふふうな内容での報告になっております。市のほうがその部分について具体的に、処遇改善の対応をこうしてくれ、ああしてくれというところまでの指導をするには至っておりません。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 洋便器化についてお答えします。塩谷議員のいうとおり、今後全部同じような形でいいのかどうかということについては、市長と密に打ち合わせをしております。やはり市費でやるべきだということで、今後の年次計画の中で、新年度予算以降、整備を図ってまいりたいと思っております。

今までも洋便器がないということで、第一次の洋便器化ということで、いずれの学校にも洋便器はついております。ただ、個数とそのウォシュレットをどこまでやるかということも含めて、今後市費でやる方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 そのA型の支援のことですけれども、やはり人数がいるということは、非常にやるべき事業だと思います。今ここには魚沼市のわさび園、あと津南にしか近場ではな

いということで、我々の自治体のほうが人数的には多いわけですし、湯沢を踏まえまして、八色原がなくなりましたけれども、A型に就労できるということはそれだけしっかり一般に近いような形でできるということなので、非常にそれはやはり行政が指導で、やる方も必要ですけれども、引っ張っていくべきだと思います。そういう面をどう考えるかももう1回お聞かせいただきたいと思います。

学童の件ですけれども、これもしっかり行政がどこまで指導ができるかという部分です。学童も、この下の保育もそうですけれども、いかに中身のチェックというものをよく聞いても、行政にも把握ができていない部分というのが多々あるかなと思います。前のちょっとした暴力の事件もそうでしたし、今回、仙台のほうでいわれておりますタイムカードを押し忘れてというようなことの中身ですね。私も市内の保護者から、私もそうなんじゃないかななんて言われています。実際調査がそういうところまで至れるのかどうなのかという部分が、なかなかこうやって民間のところに委託しているところで、行政側の主導、力が発揮できているのか、ちょっと見えてこない。そういう部分についてしっかりやっていかなければいけないと思いますけれども、どういうふうにしていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1番目のA型施設への行政のかかわり方という部分でございますけれども、正直言いまして、私どものほうから積極的にこういった事業者が可能ではないかということでの、事業所を探すという段階には至っておりません。今は来ていただけるという話があったときに、それについて市の状況等を説明し、来ていただけるような条件、例えば施設的なもので市の施設で利用できるところを契約できるのかどうかとか、そういった部分での協力体制はできるかと思いますが、今の段階で誘致に関して、市が直接積極的に取り組めるという場面はないのかと、正直言いまして、待ちの状況があるというのは否めないところかというふうに考えております。

2番目のご質問の関係ですけれども、やはり民間の保育施設等につきましては、民間の中でのルール等もあるかと思しますので、その辺が保護者の方に徹底しているかどうかというのは確認する必要があるかと思えます。ただ、それ以外の部分、行政のほうからその部分について細かい指導的なものまでは——そのルールづくりですとか、保護者への徹底の部分ですとか、そういった部分についてまで行政のほうで細かくチェックするというふうな状況ではなく、やはり民間のほうの教育方針等に基づいた中で、保護者と十分な協議が行われている中で運営していただいているものというふうに考えております。そういった方向で私立保育園、学童の皆さんは進んでいただければいいのかなというふうに考えております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いいたします。最初に23ページ、こここのところでちょっと関連ですので聞かせていただきたいと思いますけれども、可燃ごみ処理施設の件でございます。今、この議案とは違って大変恐縮でございますけれども、ここで聞かないと聞かときがないので聞かせていただきます。新処理施設ですけれども、これは土地が平成29年度中に決まるという

ふうな形で私どもは受けておりますが、その方向で進んでいかれるかどうかということだけ確認をいただきたいと思っています。

○議 長 中沢議員、議題外の質問は避けていただきたいと思います。

○中沢一博君 あと聞くところがないものですから。

○議 長 委員会のほうで…

○中沢一博君 一般質問でよろしければ全然結構でございますけれども。了解いたしました。それでいいといえば結構でございます。じゃあ、もう1点を、大変恐縮でございます。25 ページです。ちょっと私の聞き方が悪かったので、間違っていたら大変恐縮でございますけれども……。

○議 長 中沢一博議員、今ほどの所管は、それこそ中沢さんは社会厚生委員会の委員長なので、中沢さん自体がそのことに対しての質問というのは、よろしくないという判断をいたしますので、よろしくをお願いします。

○中沢一博君 私はあえてそのことがわかっているものですので、このところで正直言って、全体の部分で聞かせていただくかというふうに、私は認識したわけでありまして。その部分で議長がそういうことであるならば、それに関してはやむを得ない。今後の、今議会運営でそういうことを検討しているわけですから、そのことにじゃあ、期待したいと思っております。了解しました

じゃあ 25 ページの機械除雪の件であります。今言ったように、ちょっと私の聞き手不足でしたら大変ご迷惑をかけますけれども、この1億円増ということで、説明の中で、春先除雪を見込んだという、そういう部分が出ておりました。私はすごくこの議会でも何回も、この春先除雪についての考え方ということ論議してきたかと思うのですけれども、その考え方というものをもう一度お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 建設部長。

○建設部長 それでは、春先除雪の関係でございますが、春先除雪につきましては、春の段階におきまして、除雪路線を除雪させていただくために堆雪場として使用させていただいたようなところの雪につきまして処理をさせていただいている。あるいは春の農耕用等に支障があるような路線におきまして、春の段階で除雪をして、排雪をして早めに農耕作業等が開始できるようにするといった部分でさせていただいている部分が、春割の除雪の作業であります。

そういったことで一番議論になってまいりますのが、いつも堆雪場として使用されていた部分の雪の処理の問題でございますが、これにつきましては山のようで、どこかへ除雪をするということになりますと、雪を出す場所が必要になるわけございまして、その雪の処理の対応をさせていただいているという部分が、大きな部分になってくるわけでありまして。

その雪割の除雪に対しましても、当然時期がくれば消えるというような部分で、今までも再三議論等をいただいているところでございますけれども、私どもといたしましては、現在、現地を確認させていただきながら、経費の節減に最大限心がけて、除雪事業者にどの程度の

排雪を行うかなども含めて、現在指導をしながら作業をしているところでございます。今年度、平成 29 年度におきましては除雪作業につきましても、今まで担当並びに除雪業者にお願いをしながら、春割の除雪関係につきましても、雪山崩し、あるいは排雪作業等を実施させていただきましても、統一した視点、目線で見ると必要もあるだろうということで、現在は担当課長みずから現場へ赴きながら、その辺を公正な目で対応できるように、経費節減に現在取り組んでいるといったような状況でございます。

そういったようなことで、雪割につきましても平場の雪と同程度に、同じような状況で消えるように最大限努めるとともに、農作業等に支障のあるような場所に堆雪した雪については、排雪、あるいは雪山崩し等を行って、協力をいただいている堆雪場の皆様方に影響がないように対応している。これが雪割の春割除雪の内容となっております。以上でございます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほどのご質問にありました除雪費なのですけれども、これからの春のことを考えてという予算の盛り方ではなくて、この平成 29 年度の春に既に執行した分がありますので、その補填という意味合いということでございます。以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 詳細な説明をありがとうございました。その中で、やはりずっと言われているのですけれども、財政という部分と両天秤にかけた中でやらなきゃいけない部分というのはあると思います。今も課長みずから一生懸命出向いているということをお聞きしましたけれども、そろそろこの財政の部分を考えてときに、私が申すまでもなく、実際に農作業に影響があるならば、やはりしなければいけないと思うのです。実際に農作業に影響のない場所も現実あるわけです。例えばそれを除雪しなかったことによって、日にち的にどのくらいの差が出るのか。

そういうことまできちんとして中が多分やっていると思いますけれども、私は素人なりに見たときに、どうもそこが市民の言わんとしていることもわかりますけれども、そのやはり努力というものを、本当にそういう市民の理解という働きかけという部分を、やはりこれは市民の皆さんも変わってもらわなければいけない部分。自分たちで我慢しなければいけないことは我慢しなきゃいけない。でも、どんなことをしてもこれはこういう状況だからお願いしなければいけないところはお願いしなきゃいけない。そういうことをきちんと一つずつ捉えた中でやっていたら私はいいと思います。多分そうしていると思いますけれども。

それで、その中でじゃあ、全体的に——私のあれですが、春除雪ということで今、市として大体この今年度の、全体的にどのくらい予算をみているのでしょうか。最後にそれだけ聞かせていただきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 春割の除雪に関しましてまさにそうです。農作業等に影響のある部分、あるいはその雪を出すという部分で、了解をいただかなければだめなものですから、農作業等に直接かかわってなくても出せという要求等もあって、それらの調整に大変私も苦慮して

いるのも、これは事実でございます。

そういう中で、今回の今年度の場合ですと、春にかかわりました雪割除雪に使用されました費用が、約1億3,000万円でございます。この冬のために4月に執行させていただきました経費が1億3,000万円。おおむね例年の降雪量並み、10メートル前後が例年の降雪量並みになりますが、これが平成24年あたりでございますと、やはり1億4,000万円から1億5,000万円ぐらいの4月に執行する春割除雪経費が必要となっているところでございます。

また、平成27年度の大雪の状況でございますと、春割除雪に使用させていただいた経費が2億9,000万円ほど、4月に執行した除雪費がかかっているというような状況でございます。その年の降った雪の状況によって当然違うわけでございますが、ことしの冬の場合は、約9メートル、平年並みの降雪量があったというふうに私どもは判断しているところでございまして、1億3,000万円でございます。

○議 長 はい。昼食のため休憩といたします。再開は1時15分といたします。

[午前11時56分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開します。

[午後1時15分]

○議 長 なお、病院事業管理者より公務のため午後早退の申し出がありますので、これを報告いたします。

○議 長 質疑を続行いたします。

9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1点だけ、お願いいたします。27ページの6項社会教育費11節です。塩沢公民館の図書館は非常に利用も多くて、3階の図書室が1階へ移転するということは非常にありがたいことかなと思っております。

そこでですが、124万円をかけて、どのような住民に対して配慮が講じられるのか。また、1階のどのスペースで図書館が運営されるのか。そして、現行の3階の部分がどのように活用されるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 塩沢公民館の図書室ですけれども、ご指摘がございましたとおり3階ということで、なかなか高齢者の利用等に不便をおかけしているということで、1階のほうに移転させていただきたいと思っております。

それで、内容ですけれども、1階の展示室ということで、今現在ちょっと暗いので、電気の改修とそれから非常誘導灯の設置、それから消火器の設置、それから暗室になるためドアが全く見えないというようなドアでございますので、そのドアをガラス入りのドアにすると。それからあと一部窓の改修ということで計画をしております。以上でございます。

[「3階の利用は」と叫ぶ者あり]

3階の利用でございますが、そちらについては今現在詳しく計画はしてございませんが、一部学習室等で利用できればというふうに思っております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 つほどお願いをしたいのですが、まず 19 ページの電算システム導入 314 万 1,000 円、アダムイノベーションのほうということですが、外国人の窓口業務に対応するソフトをつくっていただくということだと思いますけれども、今現在やっているのが、このソフトを導入することによってどういうふうによくなるということでの部分かを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、25 ページの信用保証料でありますけれども、所信表明の資料 65 ページのほうの、信用保証料の 10 月末現在の状況を見ますと、補給金が 341 万 9,000 円で 51 件ということが出ています。これが今回 320 万円というのと、また相当の融資金額がここで動くのかなというふうに思っています。前年度よりかなり利用の件数が伸びてくるわけでありまして、景気がよくなって設備投資をするという企業が出てきたのではないかなと思っておりますが、どういう業種のほうでそういうような要望が出てきたのかちょっとお聞かせ願いたい。

それから、済みません、戻って 21 ページの、同僚議員が聞いた学童保育対策費の 1,318 万円でありますけれども、質疑の中でも出ましたが、NPO 法人に 4.7 人分の増員ということでありました。3 月議会でも問題になりました、待機者解消。これに向けてこの 4.7 人の増によって多少は待機者が解消できるかなというふうに思っています。今現在、待機者対策ということになると、スペースがないのどうのとありましたけれども、そこら辺の動きとあわせて 4.7 人分でのどの程度の待機者解消になるのかということをお伺いします。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 最初のご質問のどういう効果があるかというところになりますが、今、外国人の方につきましては、突然窓口に来られる。いつみえるかというところがわからない状態で、外国人の移動の処理を窓口担当者が行います。そのときに、当然、外国語での事務対応になりますので、非常に手間をとるところがあります。まずその辺を改善したいということと、あとは国際大学等の大口の部分につきましては、それなりの数十人単位の転入移動処理等がございまして、それをどうしてもシステムのほうに入れ込む必要があります。現在、国際大学でありますと、現地に赴いて事務処理を行って、帰ってきてからシステムのほうに取り込むという作業がありますので、かなり遅い時間まで事務をする必要が出てきます。

このたびのシステムでその辺を何とかしたいということで、インターネット上でまず予約をしていただいて、いついつ来たいというところをまず指定をします。その後で、では私は何をするのだというところをまずそこで答えていただくと。そこで今度は必要となる書類等の呈示を、システムのほうでこれが必要ですよというのを出しますので、それを用意していただくということと、事前に必要な項目を入力していただくということになります。その状態で仮登録をしていただいて、窓口担当者のほうは受付の日時、そこでよければ承認をいたします。

後日、外国人の方が指定の日時にいらしていただいたときに、入れていただいたデータをその窓口で確認して問題がないか、それを相対しながら決定をしていくと。それをシステムのほうに取り込んで処理を完結するというものになりますので、かなり時間的な効果は大きいものというふうに考えております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目の信用保証料の関係でございます。当初予算で550万円をいただいておりますが、今回補正をさせていただいて、870万円という予算にさせていただきたいという内容でございます。

今現在、10月末現在の数字につきましては、65ページでございますけれども、11月までの私どもの見込みですと、総額で363万7,000円ほど、56件。大変申しわけありません、業種ごとの数字は持ち合わせておりませんけれども、うち運転資金が31件、設備資金が20件、両方が5件ということで、今後もさらに申し込みが見込まれることから補正をお願いするものでございます。

景気がよくなっているかというような内容のご質問もありましたけれども、私ども少しづつはよくなっているとは思っております。ただ、業種ごとの数字はありませんけれども、内容を見ますと、やはり高かった金利のときに借りた資金の借りかえ需要というのもございますので、一概に景気がよくなったというふうに判断するのは少しまだ早いのかなと。求人倍率とかは非常に高い状況にございますけれども、まだまだ本当のいい状況には少し遠いかなというふうに判断してございます。以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 学童NPOの4.7人ということですが、年度当初38名の措置をしておりました。年度の途中で新たに指導員になる方、あるいはやめていかれる方がおります。4.7人が多少は解消できるかということで、その人数によっては解消できたものと考えております。待機の解消については、まだまだこれから問題がありますが、現時点ではこういった状況です。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、外国人登録のほうですけれども、事前にインターネットでもって仮登録ということで非常にいいことでありますね。これが恐らく将来的には外国人ばかりではなくて、スマホが出てきているので、日本人についてもこういうようなシステムになっていくきっかけになるかと思っておりますので、非常に評価をしております。

25ページのこれについては、やはり高い金利の借りかえという部分での利用が、多分多いのではないかなという気がしてはいるということでもありますけれども、何せ好調な業種というものをしっかりと把握して、そこに集中して公金を使って応援をしていく。これは絶対に必要な産業振興であるので、その辺のデータをきっちりとしてまた活用していただきたいと思っております。

それから、学童保育のほうの待機解消についてでありますけれども、非常に難しい問題だ

ということがあります。同僚議員からは多分、一般質問等がされるかなとも思いますので、これ以上踏み込んだことはいたしませんけれども、やはり一年をかけてこの後、待機解消というのが、また今年度予算みたいに3月において大事になって出てくるというようなことであれば、対応がもうできないということになるので、そこを十分に担当課も考えて予算をつくるなり、整備をするなりということを考えていただきたい。終わります。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 27 ページですけれども、公民館施設管理費 124 万 9,000 円です。先ほどちょっと答弁があって、内容はわかったのですけれども、塩沢の公民館は耐震にしてこれからどうしていくとか、そういう根本的なものがある中で、こういうふうに細かく動かすというのは、将来的にまた何かをやるというときに二重投資になるのではないのかという思いもあります。

例えば塩沢保育園の跡地だってまた更になったというのものもあるわけですし、塩沢公民館も考えとしては、塩沢公民館と塩沢保育園どういうふうにしていくのだというのは、一体で考えていくべきではないのかと思うのです。私は、本当にこういうふうに利便性をよくするのは非常にいいと思うのですけれども、ただ、ちゃんと方針を持った中で、今回はでもこれをやるというふうにするのだったら私はいいいと思います、その根本的な考えをお聞かせください。

あと、図書館の利用に関してということになると、最近はまだ受験シーズンになるといろいろなことをしてくれていますが、十日町は 10 時まで勉強できるスペースがあるけれども、うちの市にはないから、もうちょっと営業時間を増やして受験シーズンは勉強できるところをつくってほしいというのがあります。そういうふうにせつかくこういうふうにするのだったら、もうちょっと広い見地を聞いてみたいという思いがあります。

あと、15 ページの棚村基金、国際交流スポーツ基金とか。非常に棚村基金がどういうところに使われているとか、いろいろ内訳がちょっと私はわからない中で聞いて済みませんけれども、今回、オリンピック選手の候補があるのでこういうふうにしていく。非常にいいことだと思います。その中で例えば湯沢町はスキーのアルペンの強化に 200 万円の指定のお金を使っているというわけです。うちの市でも例えばそういうふうにしたほうがいいのかとか、スキーの競技会の元会長とかそういう方たちの声があるので、非常に今回も候補になっているのが、オリンピックに出られる可能性があるのが、両方結局スキーをもとにしてるので、そういう点でもっとお金を広く使っていったほうが——広くというか多く取っていくほうがいいのかと思うのですが、そのところもお聞かせいただければと思います。

あと、せつくなので——まあ、ここでやめておきます。2 個です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 塩沢公民館の今後の利用方針ということでございます。これについては総合計画上でまだこれといって決まっているわけではございませんが、私ども担当課のほう

とすれば、耐震補強で改修した中で、今後もう少し長く使っていきたいというふうに考えてございます。その中で今の図書館の移動ですけれども、耐震補強の支障になるというようなことは考えてございませんので、手戻りにはならないということで考えております。

それから、市立図書館のほうの利用の延長ということでありますが、確かに今、高校のほうの定期テストがありまして、生徒さんの利用がかなり多いということでございますが、なかなか10時までということになりますと、ラ・ラ全体、街づくり会社との協議もございまして、管理上の面もございまして、そんな中ですぐには延長ということは難しいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 3番目の質問でございますが、現在、国際交流及び文化・スポーツ基金と、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金で、その2つの基金を利用しまして、スポーツの振興等に役立っているところでございますが、今のところそういった資金の創設は考えておりませんが、今後、審査会等で検討させていきたいと思っております。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 後半の部分はわかりました。所信の資料の41ページのほうにも内訳とかが書いてありますけれども、湯沢は棚村とはまた違う方法で200万円やっているもので、例えば人口でいけばもっと全然大きな数字になるかもしれないですけれども、強化指定選手みたいなものをつくって、そこにどこかの合宿に行くとかそういうふうな——湯沢はどうやっているのだというのもひとつ見ながら、湯沢と協力して地域全体が盛り上がっていきけるようにできればいいなというふうな思いがあります。

あと、図書館のほうに関しては、非常に説明はわかりました。無駄にならないようにやっていくというのはわかりました。ただ、1点、後段の部分に関して、勉強するところが欲しいというような、例えばラ・ラがとか、調整しなければいけないのだったら、どこが音頭をとるのかわからないですけれども、しっかりとどこかで音頭をとって、例えば10時まで勉強できる場所を確保——10時がいいのか、9時半がいいのかはちょっとわからないですけれども、日曜になると7時で終わってしまうとか、そういうふうな声もあるので、そこをもうちょっと延ばして勉強しやすい環境とかをつくっていくのも私は1つだと思います。担当課は、やるのだったらどこでやるのか、そういう声はどこがやっていくのかを、ちょっと教育長のほうから聞かせていただければありがたいという思いがあります。

○議 長 教育長。

○教育長 教育部全体で、その話は受けながら、一番ステージとしては図書館が考えられますから、そうすると社会教育課ということで考えてまいりたいと思っておりますが、10時が本当にいいのかどうか。大胆な提案で、十日町もそうしているということでもありますから、ちょっと時間をいただいて検討したいというふうに思っています。簡単なことではないというふうには思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第 105 号 平成 29 年度一般会計補正予算第 4 次であります、この補正予算——私は今までに補正で反対したことは、多分なかったなというふうに思っています。しかし、今回はこの企画プロモーション事業 700 万円、これについては聞いてもなかなか非常につかめない。説明もなかなか見えない。そういった中でこの 700 万円が 300 立米の雪をためて 200 立米に減るのを見越した貯雪、これに 700 万円を計上したということであります。被覆は木質チップということだそうではありますが、さらにその雪を真夏の東京渋谷に持っていき、雪室物産を保管してと、あるいは展示してというような話、これはまた別予算であります。

200 立米と申しますと、10 トンダンプで約 20 台、ばらばらとまいてそこで雪遊びをさせるものではありません。それにはまだまだいろいろなお金がかかるのではないかというふうに思います。それも東京オリンピックまでの 3 年間、この事業を試験的にやると。この 700 万円が、その雪を利用するとして最低簡単に考えても 300 万円とすれば 1,000 万円ですよ。それを 3 年間、さらにグレードアップしていくとすれば、さらにかかるわけであります。3,000 万円を超えた事業費になるなというふうに思いますが、その総事業費すら見込みも示さずに予算計上であります。

そもそも発想も知らせてありません。私はこの不確実な提案、固まっていない提案はいかなものかと思えます。よくこの予算を内部でもチェックがあるわけだと思えますけれども、こういった形で予算化がされるということになれば、これは議会の責任はかなり重いものになるなというふうに思います。今回の補正予算で指定寄附をいただいて、六日町小学校の生徒の便所を 11 基、洋式ウォシュレットにしたという話もあります。この喫緊の問題というふうに捉えたならば、お金の使い方が違うのではないかというふうに思えます

以上、いろいろ申し上げましたが、余りにもこの提案は理解しがたいものというふうに考えて反対するものであります。議会のチェックをお願いいたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 議案第 105 号 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 4 号)について、賛成の立場で討論させていただきます。私は選挙が終わって第 1 回目、この中でということもありますけれども、本当にオリンピックに対して市民に対する期待が非常に多いと思えます。というのは、ウィンタースポーツとかまたスケボーとかいろいろな競技は違うかもしれませんが、市のほうも非常に力を入れて、どうやって世界に通用する人を育てていこうとか、どうやって世界に発信していこうか。そして、どうやって子供たちに希望を与え

ていくか、夢を与えていくか。こういう視点で今、非常にやっていると思います。

その中でまた新たな、今、本当に南魚沼では雪室が非常に盛んになってきております。その中で雪室を東京につくっていきたい。雪をアピールしていきたい。その方法については、まだまだ私も注文をつけたところが正直あります。そうは言っても、どうやればこの雪国、そして米どころ南魚沼をアピールしていけるかに一步を踏み出す。予算化しなければ一步も踏み出せないわけですし、そして皆様から今回もいろいろな議論がいただけたと思います。こっちのほうで赤い雪が降るのかとか、そういう例えであれだったですけれども、例えばほかにも氷で砕いてやったほうがいいのではないとか、そういうこともいろいろな意見が出たと思います。

これからたたいて、たたいて、冬の間いろいろ考えて南魚沼市のいい宣伝材料になって、そして渋谷という若者の発信地、そして世界のファッションの発信地に打って出ていくというのは、私は非常に期待できる場所でありますので、まずこの姿勢を私は評価したいと思います。

そして、図書館の改修というかで、3階から1階に持っていきたい。本当に新しい六日町駅前に図書館ができて3年ぐらいたちました。その中で塩沢の、ちょっと駅から離れておりますけれども、本当に3階という便の悪いところを1階にもってくるというのは、私たち塩沢の住民や高齢者、そして子供たちにとっても非常にいいものだと思います。こういうふうの一つ一つの市民要望に応える。どうやれば市民が喜ぶかというのを細かく考えて、このような事業を進めていく姿勢というのは、今の林市政そして市の執行部に対して評価できませんので、私はこういう視点を持ってこれからも行政運営をしていきたいという思いを込めて、一般会計補正予算に賛成したいと思います。

どうか大勢の皆様の賛成をいただければと思います。以上になります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第105号議案 平成29年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第106号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 106 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容としましては、歳出では、職員の人事異動などによる総務費を追加したほか、一般被保険者に係る療養給付費、また高額療養費などについて、1 人当たり給付額が上昇しております。年度末の支払いに不足が生じる恐れがあることから、保険給付費について 8,745 万円を増額いたしました。

歳入では、保険給付費の増加に伴う国庫支出金のルール分を増額したほか、総務費などの増加に伴い一般会計からの繰入金及び国保税の延滞金を増額し財源に充てたいものであります。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 9,093 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 65 億 9,518 万円としたいものであります。詳細につきましては、市民生活部長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 では、詳細についてご説明申し上げます。議案書の事項別明細書でご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入の 3 款 1 項国庫負担金、1 目療養給付費負担金 5,873 万円の増額であります。歳出で申し上げますが、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増加見込みによりまして、ルール分の増額であります。

その下、3 款 2 項国庫補助金、1 目の財政調整交付金 2,160 万円の増額。これも療養給付費負担金に同じく、保険給付費の増額に伴います普通調整交付金の増額であります。

その下、10 款 1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 460 万円の増額であります。人件費繰入金は、職員の人事異動等によります増、198 万円であります。それからその下、財政安定化支援事業繰入金は、国保の保険者の特性に応じました財政支援として地方交付税によりまして交付されるものでありまして、本年度の交付額が確定したことによります増額であります。261 万円であります。

その下、12 款諸収入であります。一般被保険者延滞金 600 万円の増額であります。一般被保険者の滞納分に係る延滞金でありますけれども、前年度並み——前年度の決算が 1,200 万円ほどありましたけれども、前年度並みの収入が見込めるということから、今回の補正財源として、そのうち 600 万円を増額したところであります。

1 ページ開いていただきまして、10 ページ、11 ページであります。歳出でありますけれども、1 款 1 項総務管理費、1 目一般管理費 198 万円の増額です。説明欄の丸、職員給与費で、給料、退職手当負担金、職員手当等が増額となっております。これは職員の人事異動等に基づく増額であります。

それからその下、2 款 1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 9,230 万円の増額であります。被保険者数は減少しておりますけれども、1 人当たりの給付費が前年度よりも 6.4%

ほど上昇しております、このままいきますと年度末の支払いに不足を生じるという恐れがあることから、今回増額をしたいものであります。

その下、2目退職被保険者等療養給付費、これは585万円の減額であります。退職におきましても1人当たりの給付費は上昇しておりますけれども、退職被保険者の数が大幅に減少しているということから、今回減額ということにいたしました。

その下、2款2項高額療養費であります。1目一般被保険者高額療養費600万円の増額です。1項の療養諸費と同じく、1人当たりの給付費が上昇していることから、今回増額したいものであります。その下、2目退職被保険者等高額療養費500万円の減額、これも1項の療養諸費と同じく、退職被保険者数の減少が原因であります。

12ページ、13ページをお開きください。11款1項償還金及び還付加算金、これが150万円の増額であります。説明欄の丸、一般被保険者保険税還付金の増額であります。国保から社会保険に異動した被保険者が想定以上に多かったということから、還付金に不足を生じる恐れがありまして、今回増額するものであります。

議案書の1ページに戻っていただきたいと思えます。第1条であります、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,093万7,000円を追加いたしまして、予算総額を65億9,518万円としたいものであります。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第106号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第107号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第107号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護給付費の各種サービスについて介護職員の処遇改善加算

及び利用件数の増に伴う給付費の増が主なものであります。

歳出では、保険給付費のうち、介護サービス諸費及び介護予防サービス諸費で 5,889 万円を増額、地域支援事業費で 205 万円を増額いたしました。

歳入では、介護認定審査に係る過年度湯沢町委託負担金精算これによる減のほか、歳出で増額した介護給付費及び地域支援事業費の財源として国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれルールに基づく負担割合により増額いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 6,087 万 1,000 円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を 64 億 9,195 万円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○福祉保健部長 それでは、第 107 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

事項別明細書で説明いたしますので、議案書の 8 ページ、9 ページをお開きください。まず歳入ですが、最初の表、2 款 1 項 1 目認定審査会負担金は、介護認定審査に係る事務について、湯沢町が当市に委託している分の負担金のうち、平成 28 年度の精算額確定に伴い 12 万円を減額するものでございます。

2 番目の表、4 款 1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金の 938 万円は、歳出で増になっております施設介護サービス給付費 4,779 万円に負担率 15%を乗じて得た 716 万円と、施設以外の給付費 1,109 万円に 20%を乗じて得た 221 万円の合計でございます。

次、下の表、4 款 2 項国庫補助金、最初の行の 1 目調整交付金 388 万円は、歳出の給付費増分 5,889 万円に現年の調整率 6.6%を乗じて得た額でございます。次の行、2 目地域支援事業交付金の 23 万円は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象事業増分の 94 万円に負担率 25%を乗じて得た額。下の行、3 目地域支援事業交付金の 39 万円は、包括的支援事業・任意事業費の対象経費 101 万円に負担率 39%を乗じて得た額でございます。下の行、4 目介護保険事業費補助金は、システム改修事業補助金の確定に伴う 98 万円の増額でございます。

下の表、5 款 1 項支払基金交付金の 1 目介護給付費交付金の 1,648 万円は、歳出の介護給付費の増額分 5,889 万円に負担率 28%を乗じて得たもので、次の行の 2 目地域支援事業交付金の 26 万円は、介護予防・日常生活支援総合事業費の増額分 94 万円に同じく 28%を乗じて得た額でございます。

次のページ、10 ページ、11 ページをお願いいたします。最初の表、6 款 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金の 975 万円は、歳出の施設介護給付費 4,779 万円に負担率 17.5%を乗じて得た 836 万円と、施設以外の給付費 1,109 万円に 12.5%を乗じて得た 138 万円の合計でございます。

次の表、6 款 2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金の 11 万円は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象事業増分の 94 万円に負担率 12.5%を乗じて得た額、下の行、2 目地域支

援事業交付金の19万円は、包括的支援事業・任意事業費の対象経費101万円に負担率19.5%を乗じて得た額でございます。

下の表、8款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金の736万円は、介護給付費増分5,889万円に負担率12.5%を乗じて得た額。次の行、2目地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業費は、対象事業増分に負担率12.5%を乗じて得た11万円、下の行、3目地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業費は、対象経費に負担率19.5%を乗じて得た19万円でございます。次の4目その他一般会計繰入金は、人件費繰入金で給料・手当等の増の見込みによる10万円の増と、事務費繰入金では、システム改修での国の補助金が増額になったことから、繰入金を減にする94万円の減額でございます

12、13ページ最初の表、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金1,246万円は、歳出で増額となりました介護サービス費等のうち、国県等の負担金・交付金等で措置される残りの額、財源の不足する分につきまして、基金を取り崩して補填するものでございます。

これにより、介護給付費準備基金の残額は、3億662万円となりました。以上が歳入の内容でございます。

次に、歳出です。14、15ページをお願いいたします。最初の表、1項1目一般管理費につきましては、臨時職員共済費増の1万円でございます。

次の表、1款3項介護認定審査会費は、介護認定審査に係る審査会委員報酬、職員給与等の見込みから全体で8万円を減額するものです。

次の表、2款1項1目介護サービス諸費です。最初の丸、施設介護サービス給付費の4,779万円は、施設利用者の重度化と、処遇改善加算の新たな加算による増額でございます。このうち、処遇改善分は2,736万円となっております。次の丸、居宅介護サービス計画給付費の384万円は、処遇改善加算による増額でございます。

一番下の表、2款2項1目介護予防サービス諸費です。最初の丸、地域密着型介護サービス給付費の391万円は、小規模多機能型居宅介護の利用者数の増が見込めることから増額計上するものでございます。次の丸、介護予防福祉用具購入費の30万円は、貸与になじまない福祉用具の購入件数の増が見込まれることから増額計上するものでございます。次の丸、介護予防サービス計画給付費の303万円は、当初、総合事業の介護予防ケアマネジメントへの移行分が増になるものと多く見込んでおりましたが、見込みより少なかったことから、不足分を増額するものでございます。

16、17ページをお願いいたします。最初の表、3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、職員手当等について補助対象外に区分されるものがあることから、財源内訳を調整したもので、全体額の変更はございません。

次の表、3款2項1目一般介護予防事業費の、介護予防事業費の103万円は、人事異動、給与改定に伴う地域包括支援センター職員の人件費を増額計上したものです。

下の表の3款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の101万円も、先ほどと同様に地域包括支援センター職員の人件費を増額計上したものでございます。

歳出の内容は以上のとおりでございます。介護保険特別会計補正予算の詳細説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 107 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 107 議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 108 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは第 108 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、4 月の人事異動及び人勧給与改定による職員給与費を補正するものであります。第 2 条の収益的支出の補正では職員給与費を 1 万 6,000 円減といたしました。第 3 条の資本的支出の補正では、職員給与費を 60 万円追加したことにより、収入額が支出額に対して不足する額、10 億 426 万 8,000 円を 10 億 486 万 8,000 円に改めるものであります。これらにより第 4 条の議会議決を必要とする経費中、職員給与費に 58 万 4,000 円を追加し、1 億 605 万円に改めるものとなります。

なお、内容は人件費のみでありますので、管理者の詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 108 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 109 号議案、平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 109 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 5 号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、第 123 号議案 訴訟上の和解についてを可決いただいたことによるものであります。収益的収支では、市民病院事業の雑損失に解決金の 400 万円を追加し、その財源として、その他医療外収益に保険金 400 万円を追加いたしました。以上によりまして、収入では市民病院事業収益の総額を 37 億 3,139 万 6,000 円に、支出では市民病院事業費用の総額を 39 億 7,789 万 4,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 109 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 109 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 110 号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは、第 110 号議案につきましてご説明申し上げます。本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合の育児休業を定めるもので、育児休業をしている非常勤職員が、子が 1 歳 6 か月に達した時点で、保育園に入れない場合等に、最長 2 歳に達する日まで育児休業を取得できるようにするものであります。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。最初に、第 2 条は、育児休業をすることができない職員を定めており、第 1 項第 4 号では、列記該当以外はすることができないもので、アの（イ）において、「非常勤職員が、その子の 2 歳に達する日まで、育児休業をすることができる場合として定める、第 2 条の 4」の追加に伴い、文言の修正と追加をするものであります。

一番下、第 2 条の 3 は、非常勤職員の育児休業ができる期間を、条例で定める日として規定するもので、4 ページ、第 1 項第 2 号において、第 2 条の 4 の追加により、文言を追加するものであります。

中ほど、第 2 条の 4 は、育児休業法で、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として、非常勤職員が、その子の 2 歳に達する日まで、育児休業をすることができる場合の規定を追加するものであります。

第 1 号は、当該非常勤職員が、1 歳 6 か月到達日において、育児休業をしている場合または、その配偶者が地方等育児休業をしている場合等で、5 ページの第 2 号は、当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間において、育児休業が特に必要と認められる場合として、規則で定める場合とするものであります。

現行、第 2 条の 4 は、条の追加による繰り下げで、第 3 条は、既に育児休業をしたことがあるときの、育児休業ができる場合として定める特別の事情を規定するもので、第 1 項第 7 号に、第 2 条の 4 を追加するものであります。

2 ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例の施行を、公布の日からとしたいものであります。説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　内容的には特に問題がないと思うのですが、今現在 1 年 6 か月という現行法の中で、該当者の状況がちょっとどうなっているのか。それから、これが延長された場合に、今後の見込み等がありましたらちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議　　長　　総務課長。

○総務課長　現在、非常勤職員の方について該当者はいらっしゃいません。今後の見込みですが、全ての方を該当になるかどうかまでは調査をしておりません。それから参考までに正職員ですが、年度当初では 39 名が取得しているということです。以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 110 号議案 南魚沼市職員の育児休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 110 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 111 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 111 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

右側に丸正とある議案をお願いいたします。本案は、南魚沼市議会議員の議員報酬につきまして、本年 11 月 6 日に開催されました、特別職報酬等審議会における答申内容に基づき、また、期末手当につきましては、国家公務員特別職の期末手当改正の閣議決定に倣い、それぞれ引き上げることににつきまして所要の改正をお願いするものであります。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。議案 3 ページをお願いいたします。最初に、第 2 条の議員報酬の規定において、議長・副議長・常任委員長・議会運営委員長及び、議員の月額を、改正案記載のとおりとするもので、審議委員からは、定数削減への努力と、それによる負担の増、近隣市との均衡等の意見により、近隣類似市における最高額と同額にすべきとの結論でありました。

第 5 条は、期末手当の額を定めるもので、6 月と 12 月の支給率を、それぞれ 100 分の 2.5 引き上げ、合計で 0.05 月分の引き上げとし、これまでの年間 3.2 月から 3.25 月とするものであります。

なお、報酬と期末手当の額の引き上げに係る影響額については、合わせて年間 200 万円ほどと試算をしております。

議案 1 ページに戻っていただきまして、改正文の内容は、ただいまご説明申し上げましたとおりであります。一番下、附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する souhaitable ものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

19 番・関常幸君。

○関 常幸君 何点か質問いたしますのでお願いしたいと思います。この議員報酬の問題については、非常にそのときの社会情勢とか経済情勢で大変デリケートな問題だと私は思っております。そして、特に市民目線に立ったとき、今はやりの市民ファーストというところから見ると、報酬を上げてもらいたいとか報酬を上げるということは、議会サイドとか議員からはなかなか発言できない問題だというふうに私は認識しております。

また、議員間でも年齢の違い——私の場合は年金をもらっているわけですね。そして、あと家での仕事の内容等によって、それぞれの所得が違うわけでありますので、議員の中にもさまざまな意見があるということも承知しております。今回の選挙の中で、「議員定数を削減したのですか」という声も聞かれましたし、「報酬は思ったほど低いですね」という定数と合わせてそんな声も私は聞かれました。今回このペーパーが出たときに我が会派の中でも、報酬が高いという市民の方はあまりいなかったですよという話も、会話ではしておりました。

市になって 13 年たっているわけでありますが、議員報酬は当時そのまま、この 13 年間の間に上下はそれぞれではありましたが、基本的には変わっていないのだろうなど。議員は、本当に活動の中で市民に寄り添って活動しているわけですので、そう高いと思わないというのが出てきているのだろうなというように思っております。

私ども議会は、昨年、議員定数の特別委員会をつくって多くの議論を重ねてきたところがありますし、その中で 4 名削減をしたという大改革をしたわけでありますが、その中で出たのが、4 名減ったから市民の声が届かなくなったということには絶対なってはいけないということ。4 名減った分は、しっかりと議員 22 名が受けとめて活動しなくてはいけない。そんなのを確認して今日あるわけでありますが、その中で当然報酬の問題も、表には出ませんでしたけれども議論がされたと思っておりますし、我が会派では、当然 4 名分はやはり 22 名にあげるべきだろうと。こういう時を捉えなければ、まず上げるときはないのだろうなというふうな会派での話でありました。

市長に就任して、1 年がたったわけでありますが、本格的な予算は市長が今中心になってつくる中で、こういうふうなペーパーが、それも初議会の 11 月 7 日に出てきたわけです。私は金額のことも後で触れますが、金額もさることながら、もっともっと新しい、新体制になった議会と何で協議がなされなかったのかと。まさに事務方のペースで報酬審議会を開いて、それが今回上がってくるというのは、ちょっと私は今回の提案については、林市長の考えではなかったのではないかというふうな思いもありましたですね。

今回の場合、4 名削減していった中で、提案の仕方についてもすごく疑問があったのですね。金額についてでありますけれども、今の 30 万 5,000 円は総務部長から発表されましたが、定数削減をした、近隣の市と、一番高いところは確か小千谷市議会だと思うのですね。魚沼は 30 万円、十日町 30 万円ですので、金額のときに二、三年前にも確か報酬審議会から私ども議会にアンケート調査がとられましたが、そのときに議員の報酬の根拠は何ですかというような話を私は聞いたことがあるのです。そうしたらやはり合併のときに首長対比率であっ

たと。それが 35%だったと。旧町のときほとんどそうだったのでしょね。旧町のときの議員の活動は、町長さんが 100%であれば 35%であったのかもわかりません。そういう形で議会も認めていたのだろうなど。

でも、今の議員活動、私どもの活動は町とは全く違うと私は思っているのですね。確かに公務である定例議会とか委員会を除いても、皆さんは一日たりとも市政のことや市の発展のことを考えない日は私はないと思うのです。まさに、私ども議員も 365 日、活動しているのではないかと。今回の 30 万円は、割ると市長対比は 39%になってはきております。

そういうふうな状況の中で、当然、総務部長も市長もご存じだと思いますけれども、全国 814 市議会の平均ですよ、42 万 1,000 円なのですね。平均です。人口規模 5 から 10 万人だと 39 万円になるのです。人口 5 万人未満は 33 万円です。そして、新潟県の各市議会議員を見ますと、新潟県そのものが、本当に一番、最下位に近いぐらいの報酬です。長岡市と上越市と新潟市政令都市は違いますよ。だから、私はここでいっぱいとか、今平均いってもそんなことを全然言っているのではないです。普通、だから 4 名削減した分は、単純に言えば 4 人です。30 万円、120 万円を 22 で割りかえせば、それらは全体のそこは私たちも説明責任はありますし、私は堂々と市民に向かっても話しをされるのではないかというふうな気持ちがございますので、30 万 5,000 円というのを提案されましたが、そのことについて市長に伺うところであります。

○議 長 市長。

○市 長 関議員のおっしゃることはよくわかっています。私は議員の時代から定数は逆に減らすべきではなくて、という一の論者だったと思います。給料も上げるべきと言っていたと思います。こちら側に来たから、それをしないというわけでは全然なくて、今回のやつは、関さんの今のお話の向きとちょっと食い違うところはあるかもしれませんが。白紙で報酬審議会の皆さんにはお示しをさせていただいて、出た結果であります。ただ、その中には、今の時点ではそういうことではありますが、今後についてはやはり考えなくてはいけないと私は思っているところはありますけれども、ここで簡単にちょっとそれを言えませんが、今後の中でよく考えていきたいと思っています。

なかなかこの問題は、やり遂げるには難しいところが私はあると思っています。報酬をやはりかなり上げるというのには、かなり難しいところがあるというふうに思っていますが、気持ちは議員の今の職責の重さ、これが定数減になって大変になっているということもわかりますけれども、これはそもそも論にまた立ち返るようなところもあって、じゃあ、何で定数を下げたのだと。私はそういうすごくその持論があるわけでありまして、これは皆さんがお決めになってきたことですから。そういうところもいろいろありながらですので、もうちょっと慎重に考えさせていただく時間をいただきたいと思っています。

○議 長 19 番・関常幸君。少し簡潔にお願いいたします。

○関 常幸君 はい。十分考える時期なのですけれども、報酬審議会は、1 月に行っても私はよかったと思うのですよ。十分新年度予算に反映されるわけでありまして。そのことを言

ってもしょうがありませんが、私は3月の予算までには十分時間があるわけでありますので、議会と1月に協議をしていくということはぜひしたいと思います。

もう一つ事例を挙げますが、一般予算に対する議会費の割合ですね。私どもよく言われているのは、通常0.8ぐらいでやはり1%を目指すべきだろうと。私どものところは0.5、0.6、平均すると0.5、六、七ぐらいなのですよ。何でそこが低いかというと、これは報酬だけではないのですよ。例えばインターネットによる検索システム、これは800の中で本会議が8割ですよ。委員会のはもう4割ぐらいで取り入れているのですね。そういうのもないということ。私どもの控室も、全員が一緒にいるというのはほとんどほかの議会でもまれだそうです。そして事務局員も少ない。そういうふうなのが比率を下げているのですね。

私どもはそういう環境の中で市の発展のために、ものすごくやっているわけでありますので、ぜひそういうことも、市長が難しいというのではなく市長として白紙ではなくて、提言を出していくというふうなことを望みたいと思いますが、そのことについてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどちょっと答弁が漏れていたと思います。なぜこの時期にやったのかということですが、人勧のことが出まして、それを受けたやっただけです。通例のやり方です。意思を持ってやるのはこれからです。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

そして、インターネットの問題、そして放送の問題、それから選挙に対する看板等の費用、私は前向きにやっているつもりであります。一度にはできませんけれども、一番でも大きなものは、これから志のある若者がきちんと名乗りを上げて、やはりそのときに費用負担が重過ぎて、議員としてやってみたいという志を果たせないということがないようにやっていくつもりで、徐々にやらせてもらおうという気持ちであります。

一気にはちょっと難しいですが、でも、その中で一番大きいのは、先ほどどうしてもすぐにやりたかったのはその点です。そしてこれからやはり一番大きな問題は、これはもうデータに出ていますよね。あるところは給与が歳費の面で低い場合にはもう立候補者がいなくなるということも出てきている。これが全国の例ではたくさん出てきています。こういったことがあってはならないという思いと、市民一同の皆さんにも、私のほうからも今後は言っていきますが、議会に対するちょっとそういううがった見方といいますか、言葉は悪いのですが、何の基本的な根拠もないのに定数が多過ぎるとか、給料が高過ぎるとか、そういうことを言う人が多いのです。こういうことを私のほうからも、そうではありませんよという話は論調を高めていきたいというふうに思っています。

ましてや、これにふさわしい皆さんからの活動を今後も続けていただいて、そういうためには当然の対価であるのだということが一般論として出てくるように、努力もさせていただきたいと思っています。意思を持って、この給与の引き上げになるのか。ちょっと軽々には申し上げられませんが、そういう意思は持っておりますが、これについて意思を持ってやっていくことにつきましては、これからということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 ちょっと、傍聴者の方、椅子に座って傍聴を願いたいと思います。

19 番・関常幸君。

○関 常幸君 最後になりますが、意思を持ってやる。その時期ですが、私は新年度予算にぜひ反映すべきだと思いますよ。そのことについてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 その約束をここで言質をとるのは、今、この場で発言するのは、私は控えさせてもらいたいと思います。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 同僚議員からの質問がありましたので、それに私も尽きるというか、思いが同じと感じる部分もありますので、その部分は避けたいと思っておりますけれども。今回の審議会に対する白紙でしたという、市長からもこの部分に関しては、今後どんなものかという部分がありました。私はどういうメンバーがなられているかということにはわかりませんが、やはり資料というものは大事だと思いますし、いろいろな見方の中での議案というか、審議をする方法というものをしないと、審議の方向性というものが狭まってしまうのではないかと思います。今後、私はわかりませんが、こういう部分も私たちの思いというものもやはり伝えていただきたいと、そのように思うわけでありませう。

その中で私は、多いとか少ないか、私どもはそういうことをなかなか言える立場ではございませんので、ここは避けたいと思っておりますけれども、例えば今回の内容で、議長、副議長、常任委員長・議会運営委員長とあります。この部分に関しまして、例えば監査委員のあり方、常任委員長の報酬の部分、こういう部分が全然のっていないし、監査委員があるのかどうかは、ちょっと私が勉強不足で恐縮でございます。例えば常任委員長も今回全くなかったという部分も出ております。こういう部分で皆さん方本当にいろいろ議論をされて、今回の答申に至ったと思うのですけれども、差し支えない程度で結構でございます。どういう意見があったのか、せめてもそのぐらひは聞かせていただきたいと思っております。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 審議会の概要についてお話をさせていただきます。まず、11月6日、13時から6名全員の出席で行われました。互選によって会長が選出されまして、林市長から山田会長に白紙諮問をお渡しいたしました。その後、市長は退席をされました。事務局のほうから、条例、人事院勧告の内容、過去の報酬や期末手当等の改定の状況、県内20市の報酬等の状況などを、あらかじめ送付していた資料と、近年の審議内容についてを説明いたしました。質問は特にありませんでした。

会長から各委員に対して意見を求められまして、幾つかが出てまいりました。特別職につきましては、責任が重く大変な役職であることから、人勧どおり引き上げるべきというような意見が出て、最初に特別職についての議論が行われました。次に議員報酬については、議員定数が4名減となったことによる歳費の影響額について質問が出ました。おおよそ4,000万円弱であるというふうに回答いたしました。その後、定数減により議員の責任が増えているというような意見、あるいは議員の生活を成り立たせるだけの報酬が必要だというような

意見、特別職と同様の引き上げが必要だという意見、さらに前年度の審議会附帯意見、これにつきましては、「議員報酬については、議員を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後検討していく必要がある」というものですが、これにつきましては、引き上げの方向で捉えるべきだというような意見が出ました。

全体として定数削減などの努力をしており、引き上げるべきとの合意形成がなされ、次に引き上げの額の検討に入りました。引き上げ額につきましては、合理的な理由が必要であるという意見、しかし、近隣市との均衡も重要であるというような意見が出されまして、最終的に近隣市で最高額である小千谷市と同額とすべしというような合意がなされました。また、議長・副議長につきましては、議員と同じ引き上げ率という形ではなく、小千谷市と同額とすることに決定をしたものであります。

最後に、審議事項ではございませんけれども、意見の中でさらなる議員定数の削減について複数の意見が出ていたことから、附帯意見としてつけ加えることを決定いたしました。以上であります。

〔「常任委員会の部分。常任委員会、監査委員」と叫ぶ者あり〕

○議長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 失礼いたしました。常任委員会の委員長につきましては、一昨年の審議会の中で議員と同額とすべしという意見が出ておりまして、現在の条例でも同額ということになっております。審議会のほうでは、そこについて特に意見はありませんでした。また、常任の監査委員の給与につきましては、審議会の審議事項に含まれておりません。以上です。

○議長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 詳細の部分を聞かせていただきました。私どももこの言葉を真摯に受けとめながら、やはり、もうちょっと議員に張り合いを持たせなければだめだと言われるような議員に我々もなっていきたいと思えますし、また、執行部側も我々のこの立場、いろいろな——議会というものは、我々議員というのは、議場に出るだけが議員ではございません。本当にそういう一つ一つのことを全部加味しながら、私はどちらかと言えばもう年齢が高くなってきております。これから若い人たちのためにも、本当に張り合いを持ってするような議会になっていかなければいけない。市長もご存じのとおり、ことしは地方自治法が施行されて70周年であります。こういうときにやはり今回、これからの議会の将来像というものをきちんと考えていかなければならないと思えますし、市長もおっしゃったように、今、全国では議員のなり手がいなくなっている。そういう実態もきちんとした中で、いろいろ総合的に加味していただきながら、ぜひ、この次の審議会、積極的というか、私たちの声を届けていただきたいと思えますけれども、その点の思いというものももしございましたらお願いしたいと思えます。

○議長 市長。

○市長 何ていうのですか。ちょっと逆みたいな言い方をして、これは気を悪くしないでもらいたいのですが、議会の側から変えることもできるわけです。そういうことをよ

くわかっていらっしゃると思いますが、私だけが提案者——提案はできます。議会のほうから変えることもこれはできるわけであります。そういうこともやはり一応筋道としては、わざと今ちょっと言わせてもらっています。

引き上げたいという方針に、私は変わりありません。しかし、財政とかさまざまなことを勘案して、これは慎重に臨むべしというふうに思っています。そういうことで今回のやつは、決して自分の——何というのですか、白紙で委任したわけですから、これは人勸に係るもので、通常どおりだと。しかし、この後に行われることについては、自分の意思を持って臨みたいというふうに思っています。

ただ、それが審議委員と、この議場にいる議員の皆様と、議員経験がある私のような市長の立場と、またいろいろなところでどういうやりとりがあるのかなということは当然ありますけれども、そういう思いを持っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 先ほどからいろいろなお話の中で、人事院勧告を受けてというお話、人事院勧告に準ずるというお話がございました。それで、私個人としては、111号議案、112号議案、113号議案、この3つの議案が上程されたことを大変残念に思っているのですが、今2人の議員からいいお話がありましたので、1つだけ質問します。人事院勧告に準ずるという法的な根拠はあるかないか。私は直接ないと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ありません。ただし、それに準拠してきたという経緯があります。じゃあ、ほかに何か、やはりこれは難しいのです。だから、これまでその部分に準拠してきたというものの流れの中で、今のところそういうことをやっている。ただ、今後はまだわかりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 私は第111号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。ただし、もっと上げろという立場ではありません。特別職報酬等審議会の答申どおりの引き上げ提案との説明ですが、今回引き上げることになれば、3年続けての引き上げとなります。

私はこの3月議会の条例改正の中でも反対討論をさせてもらいましたが、この地域の経済状況は、政府の経済統計で触れられている長期の経済成長とはほど遠い状況ではないかと思っています。まして、景気回復を実感している市民はほとんどいないのではないのでしょうか。年寄りの年金は減らされ、有効求人倍率が高いといっても、パートなどの非正規雇用が圧倒

的で、働く人全体の 37.5%が非正規雇用となっています。そのために 1 人当たりの所得額は減り続けています。また、ことしの米の作況指数 97 という報告がありましたが、私も農家をしているわけですが、個人的にはそれ以上の落ち込みです。私だけではなくて、多くの米農家が大幅な減収になることも確実です。そして、来年からは減反政策の廃止と米の直接支払交付金もなくなります。

このような中、3 年連続で議員報酬を引き上げることは、市民感情からしても許されないことではないでしょうか。私はこうした点から、南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に反対いたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 111 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 111 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 112 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第 112 号議案につきましてご説明申し上げます。

本案は、南魚沼市特別職の職員の給料の額について、前、第 111 号議案同様、先般 11 月 6 日に開催されました、特別職報酬等審議会における答申内容に基づき、期末手当につきましても、国家公務員特別職の期末手当改正の閣議決定に倣い、それぞれ引き上げについて所要の改正をお願いするものであります。改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表で説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。最初に、改正条例第 1 条関係は、市長・副市長・教育長等、「特別職の職員の給与等に関する条例」の一部改正で、第 2 条第 1 項において、市長・副市長・教育長の給料は、別表第 1 のとおりと定めているもので、下段の附則、別表第 1 の給料月額を改正案記載の額としたいものであります。第 3 項は、給与条例第 16 条の 5、第 2 項で定める期末手当の額について、6 月と 12 月の支給率を、それぞれ 100 分の 2.5 引き上げ、合計で 0.05 月分引き上げ、これまでの年間 3.2 月から 3.25 月とするものであります。

4 ページ、改正条例第 2 条関係は、南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正であります。第 2 条第 2 項で、給料の月額を、改正案記載の額とし、第 3 項において、期末手当の額について、第 1 条関係同様、年間で 0.05 月分引き上げるものであります。

4 ページ、下の表、改正条例第 3 条関係は、南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正であります。第 3 条第 1 項で、給料の月額を、改正案記載の額とし、第 4 条において、期末手当の額について、同じく年間で 0.05 月分引き上げるものであります。

審議委員からは、「給料については、ことしの人事院勧告では、平均 0.2%の引き上げが勧告されており、特別職の重責を考慮すれば同様に引き上げるべきとし、昨年度も 0.2%の引き上げ勧告があったにもかかわらず、据え置きとしたことから、これも考慮すべきとして、0.4%の引き上げの答申となったものであります。

なお、給料と期末手当の引き上げによる影響額は、合わせて年間 34 万円程度と試算しております。

議案 1 ページに戻っていただきまして、改正文の内容は、ただいまご説明申し上げましたとおりであります。

めくっていただきまして、2 ページ、附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 112 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 112 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。再開は 3 時 10 分といたします。

〔午後 2 時 47 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

[午後 3 時 10 分]

○議 長 日程第 15、第 113 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第 113 号議案につきましてご説明申し上げます。本案は平成 29 年 8 月 8 日の人事院の給与勧告等に基づくものであります。当市は人事委員会を置いていないことから従来、国準拠により給与改定等を行ってきたもので、今回の給与改定勧告により、職員の給料表等、所要の改正のため、「南魚沼市職員の給与に関する条例」の一部改正を行いたいものであります。

人事院におきましては、民間給与との比較で、本年 4 月分の月例給で 0.15%、631 円、期末勤勉手当は直近 1 年間の支給実績の比較により、支給月数で 0.12 月民間が上回っていることから、俸給表及び勤勉手当の支給率を改定するものであります。

改定の主な内容といたしましては、初任給を 1,000 円引き上げ、若年層についても同程度の改正で、その他はそれぞれ 400 円の引き上げを基本とし、平均改定率を 0.2%とするものであります。

期末勤勉手当は 0.1 月分の引き上げとし、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

月例給につきましては、本年 4 月への遡及としており、引き上げ対象者は 811 人、引き上げ総額は約 692 万円となります。期末勤勉手当につきましては、引き上げ対象者 931 人、引き上げ総額は約 3,183 万円となり、全職員数で平均すると 1 人当たり年間約 4 万 4,000 円の増額見込みであります。

議案 1 ページ、第 1 条は月例給の引き上げに係る別表第 1 の改正規定であります。新旧対照表でご説明申し上げます。27 ページをごらんください。第 1 条関係の別表第 1 の (1) 行政職給料表 (1) では、大卒初任給であります、28 ページ、1 級 25 号給です。1 級 25 号給を比較しますと、1,000 円の引き上げとなっております。当市一般行政職の平均給与付近であります、同じページの 3 級 42 号給では 700 円、0.24%の引き上げとなっております。その 7 号給下からは 400 円の引き上げ。3 級 49 号給では 400 円、0.13%の引き上げとなっております。

31 ページ、(2) 行政職給料表 (2) は技能職員で、行政職給料表 (1) と同様の引き上げで、35 ページ下の表 (3) 公安職給料表は消防士で、1,100 円から 400 円の引き上げ、40 ページ (4) 医療職給料表 (1) は医師及び歯科医師ですが、独自の給料表のため改定はありません。次の (5) 医療職給料表 (2) は各種技師、療法士、訓練士、栄養士などで、行政職給料表 (1) と同様の引き上げとなっております。44 ページの (6) 医療職給料表 (3) は、主に看護師であります、1,200 円から 400 円の引き上げで、看護師の大卒初任給で 44 ページ、2 級 15 号給を比較しますと、1,200 円の引き上げとなっております。

以上、第1条関係の施行期日につきましては、24ページの附則第1項のただし書きにおいて、平成29年4月1日からの適用としたいものであります。

49ページ下の表をお願いします。第2条関係は職員の勤勉手当を引き上げるもので、次のページ50ページ、第16条の8第2項は、第1号で支給率を現行から100分の10引き上げ、第2号で再任用職員の支給率を100分の5引き上げる改定であります。

次の附則32項は、55歳を超える職員の給与の減額に関する特例措置に対するもので、その減額率を引き上げるものであります。

以上、第2条関係の施行期日につきましては、また24ページの附則第1項のただし書きにより、今年度6月期の勤勉手当は既に支給済みのため、引き上げ分を12月期の1回分として平成29年12月1日からの適用としたいものであります。

続いて50ページ、一番下、3条関係でございます。第2条関係と同様に、勤勉手当の支給率の改定であります。平成30年度分の改定で51ページ第16条の8第2項において、第2条関係で引き上げた平成29年12月1日適用分、100分の10を半分引き下げ、6月と12月の年間2回の基準日の合計で100分の10の引き上げとなるよう割り振るものであります。

51ページ、最後の附則第32項についても同様であります。

以上、第3条関係の施行期日につきましては、同じく24ページの附則第1項のただし書きにより、平成30年4月1日からとしたいものであります。

24ページの附則につきましては、第1項の施行期日についてはそれぞれの改正条項ごとに説明したとおりであります。

第2項は改正前の条例に基づいて支給された給与は内払いとする規定で、第3項は規則への委任条項であります。

なお、情報提供といたしまして退職手当制度改正についてであります。国では人事院の調査により、民間水準より高いとされる公務員の退職金を引き下げる退職手当法改正案を今国会に提出し、平成30年1月1日から退職手当の引き下げ改正を行う見込みであります。退職手当法改正案では、公務員の退職金を平均で78万1,000円引き下げることになり、来年1月1日以降に退職する人から適用される見込みであります。当市では退職金事務は新潟県市町村総合事務組合に委託しておりますが、現在、制度改正に伴う意向調査が行われており、当市におきましても引き下げの方向で準備を進めているところであります。

以上で第113号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 今ほどの説明についてですが、私が聞き逃したのかもしれませんが、1年分の影響額は総額で幾らになるか。

それとあとは地方公務員法の第24条に給与決定原則といわれるものが4項目上がっています。生計費について考慮すると。あとは国及び地方公共団体の職員の給与について考慮す

ると。あと3つ目として民間事業の従業者の給料について考慮する。4つ目にその他の事情を考慮してとあります。この4項目を考慮して決定しなければならないというふうに明記されているわけでありませう。

さあ、我が市において民間事業従業者の給与について考慮をするという部分についてであります。我が南魚沼市の給与所得者の平均年収は、およそ270万円であります。統計的数字を見ると269万円あるいは271万円とか、そういうたぐいの数字がずらりと並びます。そういう中で、市の職員の給料がいかほどのものであるかということについては、私が言うまでもないと思います。

270万円前後の平均給与というものには公務員が含まれていますから、それをはずすと民間事業の従業員の年収は、およそ260万円前後になるだろうと、私はそんなふうに思っているのですが。ということは260万円以下で生計を立てている人も半数ほどいらっしゃるという、そういう現状があると。民間について考慮するということについてはですけれども、これは調査でもしなければデータがなければ考慮もできない。調べてみたのですが、人事院勧告について申し上げますと、国は民間給与の実態を実際に調査して、その後さまざまな要素を考慮して決めていると。我が南魚沼市において民間の従業者についてどのような調査を行ったか。その判断について、いつどのように判断を下したかと。その辺の事情をお尋ねします。

それからもう一つ。給与決定原則の4番目ですが、その他の事情を考慮して決めなければならないと。その、「その他の事情」というのは何だろうと私もいろいろ思ったのですが、財政内容が新潟県下最下位であるという部分かなとそんなふうに思ったのですが、さあ、人事院勧告は国家公務員を相手に出されるものであります。我が南魚沼市の財政内容をつぶさに考えれば、全国一律の物差しに準ずるとか、あるいは人事院勧告を受けてとかというような考え方が、私はいかがなものかとそんなふうにも思いますけれども、今、申し上げたことについてご答弁をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 最初に前段のほうを私のほうで答弁をさせていただきます。月例給につきましての引き上げについての影響額についてですけれども、引き上げ対象者は811人で引き上げ総額は約692万円でございます。期末勤勉手当につきましては引き上げ対象者931人、引き上げ総額は約3,183万円となり、全職員数で平均すると1人当たり年間約4万4,000円の増額見込みであります。以上でございます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 施行法の24条関係のご質問ですが、現在、国で行われているところの人事院勧告、この実態調査にどうしても合理的に対抗できる手段というのは、うちの市では持っておりません。政令市以外どこの市もそうなのですが、この国の人事院勧告に準じてという形になっております。

また、「その他事情を考慮して」という内容ですが、これは特別な事情ということで、例え

ば市内で非常に倒産件数が多くなったとか、あるいは就業の募集が著しく低くなったとか、あるいは数年前に職員の給与カットが行われましたところのそういった内容があるとか、ということがそれに該当するのかなというふうに考えておりますので、現在はそれには至っていないという判断であります。

また、給与所得者の話をされました。税務課においての課税標準の段階別という表を見られているのかと思いますが、あれは給与所得者、企業から給与所得として出る者、全てが入っております。例えば数日間のアルバイトなども全て入った中での課税標準ごとの数字になっておりますので、これを単純に比較するというのはいかがなものかなというのがあります。

我々のほうでも単純に比較ということで確認という意味で見ているのですけれども、1つは9月議会で認定していただきました決算額の市民税の関係、その伸びなのか低くなっているのか。これは増というふうになっております。また、今ほど言いました税務課の課税表示の関係では、単純に課税納税義務者を総所得金額で割りますと、おっしゃるとおり200数十万円ということで、これも前年度比較を見ますと伸びているという状況であります。そういったことから最初の話に戻りますが、国が出しました人事院勧告に倣いまして、上程をさせていただいたというところであります。以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 今回の答弁を聞いておおむねわかりました。そうすると、我が南魚沼市では、この地元の民間企業についての従業者の給与について、具体的に自分というか、我が南魚沼市では調査はしていないと。国の物差しを当てて準ずるといふ、そういう考え方でいるということでしょうか。改めてお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 そのとおりでございます。国のほうの人事院勧告にいたるまでについては、何万件という調査をした後、そのノウハウは当然蓄積がありますので、その結果によって出されているということで、うちの市、あるいは県内のどこの市においてもそのノウハウがないですし、それをするすべ、国の人事院勧告以上の合理的な手法がありませんので、人事院勧告に倣ってという結論になります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議……（「議長、7番」と叫ぶ者あり）

まず、原案に反対者の発言を求めます。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 第113号議案について、反対の立場で討論させていただきます。今ほど私の質問を聞いておおむねわかったであろうと私は思いますが、私の記憶が間違っていなけれ

ば、人事院勧告は4年連続引き上げでありました。準ずるという意味で、地元の企業の従業者の実態を把握することもなく、国の物差しに準ずるという考え方で、3年連続で引き上げてきたと。このたびまた引き上げの議案が上程されているというふうに私は思っていますが、私の記憶に間違いがなければの話であります。

さあ、市民感情として、今この南魚沼市の市民の皆様方、実質的賃金がどの程度どうか。収入が増えたなという実感を持っている人は大変少ないだろうと私は思います。270という数字を挙げてみましたが、これが実態に合うか合わないかは別として、市職員の給料といいますか年収の半分に満たない。こういう実態がある中で、市民感情として毎年毎年、人事院勧告、人事院勧告とやって準じていくのは、私は妥当ではないと、そのように思います。

議員報酬についても私は申し上げましたが、これだけ市の財政が苦しい中、新潟県最下位といわれる市の財政の中で、みんなが我慢しようよと、俺たちも我慢する、市民も我慢しているのだという姿を議会としても見せるべきだろうし、また市職員についてもそうであるべきだと私はそう思います。痛みを分かち合うと。市民と共に痛みを分かち合うという姿勢があつてしかるべきだと、私はそのように思います。

そんな中で私は先ほど111号議案、112号議案、113号議案が上程されたことが大変残念であります、というお話をしました。しましたが、多少判断の違うところもありまして、皆さんがごらんになったとおりであります。今、壇上で申し上げているのは113号議案についての反対討論であります。多くの皆様方からのご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第113号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第114号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第114号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在の就学援助の支給対象者は、「学齢児童生徒」の保護者としており、新入学学用品費は

小学1年生及び中学1年生の保護者に支給しております。新入学学用品費の支給は入学後の7月末であり、購入してから時間が経過していることから、入学前に前倒しして支給するために、小学校入学前の者の保護者も支給の対象となるよう条例の一部改正を行うものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3ページの新旧対照表をごらんください。

第1条では「学齢児童生徒」に「翌学年の初めから小学校に就学させるべき者」を加え、対象範囲を広げるとともに、「経済的理由及び障害のある者並びに遠距離その他の事情による著しく通学困難な生徒」を「就学困難な者」に改めるものであります。

第2条では、第1号中の要保護者と準要保護者を分けて、準要保護者を2号として規定し、それぞれ「学齢児童生徒」に「就学予定者」を加え、被援助者の範囲を拡大しております。

4条では、第2条第2号を加えたことにより、対象経費を規定しており、3ページから4ページにかけまして3号以下の号は、2条の号ずれに伴う改正と第4条第2号を加えたことにより繰り下げを行ったものです。

第5条では、「学校長及び民生委員の意見を聴いて」を実態に合わせまして、「教育委員会は学校長または民生委員に対して意見を求めることができる。」に改めるものでございます。

別表6では、就学予定者の学用品費の支給基準を別に規定したものであります。2ページにお戻りください。附則といたしまして、交付の日から施行したいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 この条例に関しまして、本当に担当部署のスピード感をもった対応に、私はすごく感銘をいたしました。それは何かというと、やはり、小学生が入るときの部分というのは、私は正直言って大変だというふうに認識しておりました。よくぞ本当に頑張っていたのだなというふうに、私は敬意を表したいと思っております。未来の宝、地域の宝という、学校部署の皆さん方の思いというものを、本当に私は熱々と感じさせていただきました。その中でこの就学学用品が今日、今、高くなっております。その中で、この援助金の変動と今後の考え等はあるのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 教育部長。

○教育部長 本定例会に上程しまして、額の改訂を今年度、行っております。それで今まで小学生の就学援助に関しましては、新入学用品の援助に関しましては、2万4,710円だったところを4万600円に上げております。今年度に上げておりますので、今のところしばらくはこのままでいくような形で考えております。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 被援助者の認定のところなのですけれども、これまでは学校長及び民生委員の意見を聴いて行うと。これが求めることができる規定に変更になっているわけなのですけれども、これまでの状況の中で場合によって求める程度でいいというか、いろいろな状況があ

ったと思うのですが、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今まで教育委員会の際に、認定者を教育委員会に諮りまして決定しておりましたが、実態に合わせまして意見を求めることをしておりませんでしたので、必要に応じて、という形で考えさせていただきました。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると今まではこの5条の意見を聴いて行うというのは、実際には聴かれていなかったという説明だったのでしょうか。ちょっと確認をお願いしたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 済みません。大変失礼いたしました。今までは民生委員等に意見を聴いて行っておりまして。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 今ほどの部長の説明のとおりであります。校長、民生委員等の意見を聴取しておりますが、実態としてこのことによって大きな動きがありませんでしたから、よりスピーディーにいくということで、必要が生じたと感じたときに教育委員会は確認するという方向へ変えていきたいというのが、今回の条例の変更であります。

○議 長 14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 まず、就学前の方々に予定者に適用されるということは非常にいいことなのですけれども、2条の(1)にあるのです。これは今回始まったことではないのですが、要保護者という部分は非常にわかりやすいという部分があるのですけれども、それに準ずる者ということは、多分、準要保護者ということになるのでしょうかけれども、その把握の仕方ですよね。それをどういうふうにするのか。これは多分、三位一体の改革あたりから、きつと市町村の部分になったのでしょうかけれども、市町村の判断でそれを認定するかしらないかというところが決まる。それによってこれは非常に大きく、ここだけじゃないのですけれども、大きく差が出るのですけれども、その準要保護の認定についてどのような形ですのか。もしくはまたは、今までこの予定者じゃない中で、その方々というのはどのくらい認定していたのかというところを第1点、聞きたいというふうに思います。

そして、先ほど学用品等の補助・助成の改定限度額4万600円というようなことで、多分、話し合ったのでしょうかけれども、実費以内の額ということでこの条文それぞれが決められていると思うのですが、その実費以内というのは、非常に大きい幅があるのですけれども、そこら辺の内規的なことというのはあるのでしょうか。これらについては決まっているとか、この部分についてはもう全額だとか、そういうところがないと非常にそのときの判断で助成の補助の金額が変わってくるというところがあるかもしれない。そこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

それと、もう1点済みません。対象経費なのですから、ここで法律どおりといいますか、法律に沿った形で修学旅行とか学校給食とか医療費、学用品そういうふうに固定を明記

しましたけれども、ここにはない部分、例えば法律のもともとのところには、例えばPTA会費とかクラブ費とか体育用品の助成とかそういうのがあるのですけれども、そういうのは、我が市ではもう満たされていてそういう要望がないのか。あったらそこをここの中を含めるという考え方というのはあるのかというところを、じゃあ3点になったと思うのけれどもお聞きしたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 最初の1点目ですけれども、準要保護の規定は、私どもは内規で一応、要保護世帯の1.3倍の所得以内という形で考えております。

次に額につきましては、一応、固定としておりますが、領収証をちょうだいした中で、何々が幾らとかそういったことの固定の額は定めておりません。領収証をいただいた中で、その額以内という形で考えておりますので、その中でほとんどが、オーバーしている場合は、その固定の額になりますし、それ以内であればそれ以内ということで行っています。

あと、PTA会費等の額については、今現在では要望は上がっておりませんし、支給の対象にはなっておりません。以上です。

○議 長 14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 難しいところは、準要保護の生活保護の1.3倍を目安にしているということだと思いますよね。多分、この予定者についても、配り方はわかりませんが、保育所に希望する方は、申請用紙に書いてくださいみたいなことで多分出すのだろうと思うのですけれども、そういう方々、生活保護の1.3倍みたいのをきちんと象徴するような状況をつくってあげないと、なかなか今は子供の貧困みたいなものも問題になっていますので、そこら辺は十分やる手はずになっているのかというところが再質問の1点目。

もう1点、多分、この就学援助費というのは最初の支給が、普通であれば予定者を含まなければ多分申請があつて認定をして、7月ごろだったと思うのです。それがこの入学予定者といことになる、本来であれば入学前にいただいて、補助して、それに備えてもらうというのが一番なのですけれども、そこら辺のスケジュール的な時間的な関係ですね、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

○議 長 教育長。

○教育長 まさに指摘のように、その認定者を推定する業務が大変であるからこそ、県内でどこの自治体もというか、条例までやるのはうちが最初なのですけれども、今、胎内市だけがやっております。それは担当を含め、教育委員会で議論をしました。その辺もきちんとやると。やるということは、その情報漏れのないように、保育、幼児期の保護者にわかるような段取りを、これからきちんとやってまいりたいと思います。落ちのないようにということは重々覚悟しておりますが、言いわけしないように準備に入りたいと思っております。支給は3月に支給する予定であります。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 非常にいい条例だと思います。市長にお伺いしたいのですけれども、ここ

に当てはまる人もいますし、いろいろな学校のところで卒業してきれいに使ったかばんとか、この地域におけるスキー用品というのは、クロカンもそうですし、アルペンもそうです。非常に高い用品です。ウェアもそうですけれども、体操着、柔道着等々ありますけれども、そういうものを学校単位でやるのか、いらなくなったものを集めて、使えるものがいっぱいあると思います。きれいに使っていたものであれば。そういうものでもいいという人は中にはこれに当てはまらない人もいるかもしれないのですけれども、非常にそういう有効利用としては、またできるのではないかと。こういう経費も削減できるかもしれませんし、そういう部分についてどういうふうにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 まずは最初の学齢児童生徒の就学援助条例ですけれども、胎内市さんがやっぱり先行していましたね。うちがこれ県内2例目ということだそうです。担当のほうもいろいろ一般質問等も当然受けながら、急いでやってくれたことを私も本当にありがたく思いました。今ほど塩谷議員のほうから言われた件は、私、前に観光協会長を長くやっていたときに、今のこの件とはちょっと別なのですけれども、子供たちの、スキーを続けさせる親からのやっぱり大変な声というのがやっぱりあがったりしていて、スキーの道具等についてバザーというのか、ちょっと安く引き取ってもらう。もしくは無料で使いまわしをやるような、おさがりというような制度をやったことがありました。今も多分、スキー関係者の方はやっているところも一部あります。

これにやっぱりヒントもありまして、今おっしゃっていただいた内容をいろいろなことで考えていけるところがあれば、これは検討をしてみたいというふうに思っています。強制でもなく、温かさをもったそういう仕組みができればいいのかなという思いがしていますので、確かにもったいない物をそのまま押し入れに押し込んだり、または多分、処分をされたりということが出てきていると思いますので、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第114号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第115号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題

といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 115 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてご説明申し上げます。この保育園条例は、市立保育園の設置及び市における保育の実施等について必要な事項を定めたものですが、このたび塩沢保育園と中保育園を統合し、新たに現在の中保育園の敷地内に保育園を設置するもので、公募により名称が「牧之保育園」に決定したことから改正を行うものでございます。

それでは 3 ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。3 条の「保育園の名称及び位置」の表中、「名称」の欄、「塩沢保育園」とその下「中保育園」を「牧之保育園」に改正し、「位置」の欄、「南魚沼市塩沢 610 番地 13」、その下「南魚沼市中 700 番地」を中保育園の所在地の「南魚沼市中 700 番地」に改正するものでございます。

議案の 1 ページに帰っていただきまして、附則のとおり本条例の施行期日を平成 30 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 115 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 115 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 116 号議案 南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 116 号議案 南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正について提案理由を説明申し上げます。

今回の改正は、昨年度から五日町の流域下水処理場におきまして建設工事を行ってまいりました、し尿等受入施設が平成 30 年 4 月 1 日から稼働することに伴いまして、当該施設に關します規定の追加と、既存施設の廃止に係る規定を整えるものであります。

今回の改正条例は、第1条で新規に稼働します、し尿等受入施設を条例上に明記をし、あわせて施設使用料として徴収する料金について規定をするものであります。

第2条で既存施設の廃止に伴う条例整備を行います。新施設の稼働時期と、既存施設の廃止時期とが異なることから、それぞれの規定の施行期日を異ならせるために、2条建ての改正となっております。

新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の3ページをお開きください。まず、改正条例第1条の関係でありますけれども、条例の第2条は南魚沼市の廃棄物処理施設の名称及び位置を規定する内容であります。その第1号、南魚沼市環境衛生センターに設置をしている施設について、同号の表に名称が「し尿等受入施設」、位置が「南魚沼市五日町1961番地9」これを追加するものであります。

第3条は、新たに追加する条文でありまして、施設の使用に関する料金を定めるものであります。

表中の1段目、可燃ごみ処理施設の洗車設備の使用料、1回1台120円につきましては、次の第117号議案で改正案を上程しております、南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例において規定をしております、現在、徴収している料金であります。これは主に収集業者のパッカー車が多いようでありまして、可燃ごみ処理施設にごみを搬入した際、洗車施設を使用したときの使用料であります。このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する条例も合わせて改正することから、施設管理に関する使用料についてはこの条例で、廃棄物の処理手数料に関する料金につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例で規定をする形に整理をしたいものであります。

もう一つ、第3条の表の2段目であります、し尿等受入施設のタンク内洗浄設備の使用料、1回1台2,000円でありまして、これは新たに建設をいたしましたし尿等受入施設に付帯して設置した設備でありまして、バキュームカーのタンク内を洗浄するための水をくみ上げる井戸と水槽であります。こういう施設をつくりました。

この設備を使用したときの使用料を新規に定めるものであります。これまではどうしていたかといいますと、し尿処理施設の裏手にある池の水を無料でくんでいってくださいということで提供しておりましたけれども、新施設においてはそういったものがないので、新たにタンク内洗浄設備というものを設置をしまして、使用料金を徴収するというようにしたものであります。

第4条以降は、第3条が増えたことから、1条ずつ条を繰り下げる改正であります。

4ページであります、改正条例の第2条であります。右側、現行条例の第2条の表の2段目以降、既存施設であります「し尿処理施設」、それから「生活雑排水汚泥処理施設」、それから「浄化槽汚泥処理施設」のこの3つを削除しまして、左側の改正案、可燃ごみ処理施設、それから、不燃ごみ処理施設及び先ほど追加しました「し尿等受入施設」の3つを環境衛生センターの施設として規定するものであります。

既存施設につきましては、平成30年4月1日以降、廃棄物の受け入れは行いませんけれど

も、施設を廃止するための手続としまして、施設の清掃・洗浄を行う必要があります。清掃・洗浄を平成30年9月末までに完了しまして、県に届け出を行い、廃棄物処理法上の処理施設として廃止する予定となっております。

廃止後におきましては、その施設の一部を可燃ごみ処理施設等から排出される汚水の処理に利用することとしておりまして、可燃ごみ処理施設の付属施設として、可燃ごみ処理施設の廃止時点まで活用する計画となっております。

議案書の2ページに戻ってください。改正条例の附則であります。改正条例第1条については、平成30年4月1日から施行しまして、第2条につきましては、平成30年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

21番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 確認だけさせていただきたいのが、第3条ですけれども、洗車設備の使用とかタンク内洗浄設備の使用、これは業者さんにちゃんと話し合いをして、こういうことになりますよという話をして、ちゃんとやっているのか。それともこの条例で出ていたからこれでやるよということなのか。その確認だけさせていただければと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 前段のその120円は今現在、徴収しておりますのでこれは問題ないのですけれども、新たにつくりますその2,000円の部分ですね。これも業者さんには話をしまして、今度新しくそういう施設をわざわざつくったので、料金をいただきますよということで了解を得た上での上程であります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第116号議案 南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第19、第117号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 117 号議案 南魚沼市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正について提案理由を説明申し上げます。

今回の改正の趣旨は、第 116 号議案でご決定いただきました、し尿等受入施設の稼働に伴いまして、現行の廃棄物の処理方法に大きな変更が生じたこと、また、既存施設における処理経費よりも、新施設における処理経費が大幅に削減されると、減額されるという見通しとなったことから、これまでの処理手数料等の見直しを行い、あわせて条例を分かりやすい形に整備をしたいというものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の 5 ページをお開きください。まず、第 22 条であります。施設使用料の条項であります。これを削除するということでもあります。この条項は、浄化槽清掃業の許可業者、一般廃棄物収集運搬許可業者、特例的に処理をしております産業廃棄物の収集運搬業者が、現在の浄化槽汚泥処理施設、生活雑排水汚泥処理施設またはし尿処理施設に浄化槽汚泥や生活雑排水汚泥を搬入・投入したときに、その処理料金として、浄化槽の設置者が清掃等の委託契約を行っている許可業者、収集運搬業者から施設の使用料を徴収するという規定であります。

資料の 9 ページをごらんください。右側、現行条例の別表第 4 がその内容であります。この表のうち、2 段目の生活雑排水汚泥と 4 段目の家畜糞尿汚泥は、主に産業廃棄物でありまして、新施設においては受け入れができないことになりました。

生活雑排水汚泥は、飲食店等から排出されるグリーストラップ汚泥等が主なものでありまして、本来は産業廃棄物であることと、新施設においては処理することができない廃棄物であることから、平成 30 年度以降は民間の処理施設において処理する形に変更するものであります。民間処理に移行することに伴います処理料金の高騰に対しましては、これは大きな議論があったところでありますけれども、市が激変緩和措置として、3 年間にわたり増額分に補助金を支出するというようにしております。

家畜糞尿汚泥につきましては、これも産業廃棄物でありまして、これは排出者において適正に処理をしていただく方向で了解を得ているところであります。

その下、消雪パイプ清掃汚泥これは、ここ数年来、搬入実績がございません。恐らく井戸の中にたまった泥とか鉄さび等の処理であったと考えられますけれども、今回削除をしましても実質的な影響はないものと考えます。

その下の洗車設備の使用料につきましては、先ほど 116 号議案で説明申し上げましたとおり、廃棄物処理施設条例のほうに規定を移したところであります。

したがって、この表の中で問題となりますのは、1 段目の浄化槽汚泥と 3 段目の仮設便所し尿の施設使用料であります。浄化槽汚泥は、一般廃棄物でありまして、その処理責任は市にあるわけでありまして、処理施設での処理経費の受益者負担分として、施設使用料をこれまで徴収していたものであります。

しかし、くみ取りし尿は、排出者すなわち市民であります。排出者に対して市が直接納付書を送付して手数料を徴収しているのに対し、浄化槽汚泥の施設使用料は、汚泥を直接搬

入する清掃・収集許可業者を納入義務者とし、この許可業者から徴収する規定となっております。このことが、変則的ではないかという指摘がなされ、許可業者に法的な納入義務があるかどうかなどが、市と許可業者との間で議論されてきました。

第 22 条の施設使用料は、処理経費の受益者負担分であるということから、原則的には、排出者である浄化槽等の設置者に納入義務があるものの、浄化槽汚泥の処理は、浄化槽法に基づきまして、許可業者と浄化槽設置者との間で締結をしました契約によって汚泥処理・清掃料金の決済がなされる仕組みとなっております、くみ取りし尿のように市が別途納付書を送付する徴収方式にはなじまないと。また、許可業者の契約金の中に市への施設使用料を転嫁しまして、許可業者が施設使用料相当額を浄化槽設置者から受領して、市に納付するという形態がこれが最も合理的かつ市民への負担が少ないという理由で、恐らく昭和 40 年代からだと思いますが、現在まで同じ形態で許可業者から施設使用料を徴収してきたものであります。

しかし、今回その許可業者との協議の中で、先ほど申し上げましたように、許可業者には本来的な納付義務がないということ、これは確認をしました。その上でその施設使用料の徴収については許可業者も極力、協力するということが双方が確認をしていたところであります。その上でこれまで市は、業者として協力できる方法、何が協力できますかということの協議をしてまいりましたのですけれども、許可業者におきましては、いわゆるその集金業務に当たるような協力はできないということの表明がなされたところであります。

市では、このような状況下で、今後の施設使用料の徴収の是非について内部での検討を行ってまいりました。その結果、以下の点を考慮しまして、平成 30 年度以降は施設使用料を徴収しないこととしたものであります。

まず 1 点目、許可業者が施設使用料相当額を納付するという形態から、し尿くみ取り料金と同じく、市が浄化槽設置者に直接納付書等を送付し、納付を求める形態に変更した場合がありますけれども、これは市民においては新たな負担が生じたものと認識され、混乱が生じかねないということが懸念されることであります。

2 点目は、し尿及び浄化槽汚泥が、平成 30 年度以降、五日町の流域下水道において処理されることで、これまでより処理経費が大幅に減額となる見込みであること。施設使用料を徴収しないとした場合、浄化槽汚泥と次の仮設便所し尿の施設使用料で年間 4,000 万円ほどの減収、手数料収入が減ることになりますけれども、し尿・汚泥の処理経費の全体を比較しますと、処理経費は 6,000 万円ほどの歳出減が見込まれるということでもあります。

それから 3 点目は、県内の 20 市の状況を調べましたところ、約半数の 11 市が浄化槽汚泥の処理料金を徴収していないということでもあります。近隣の魚沼市、十日町市においてもこれを徴収しておりません。

4 点目は、市が施設使用料を徴収しないこととした場合でも、浄化槽管理者は——設置者でありますけれども、許可業者との契約に基づいて相当高額な清掃・処理料金を支払っているという状況でありまして、くみ取りし尿、あるいは下水道接続者と比べましても特段経費

的に優遇されるという結果にはならないということ。

以上の観点から、施設使用料は平成 30 年度以降、徴収しないことという結論に達したところであり、施設使用料の本質は、処理施設で処理する経費の一部を負担させるという処理経費の負担であることから、今回の改正におきましては、他の処理対象物との公平性から、し尿等に係る処理費用全般について、これを徴収しないという方針に変更するものであります。

この変更は、先に申しましたとおり、五日町の新施設での処理に変更したことで生じた処理経費の減額分を、浄化槽汚泥等の排出者、すなわち市民に還元しようという趣旨での改正であることから、許可業者と市民との間で締結される契約には、直接これは市は介入することはできないものではありますけれども、この改正の趣旨を許可業者にも深く理解をしていただき、可能な限り市民に還元をしていただくよう、強く要請をしております。

3 段目の仮設便所のし尿につきましては、仮設便所の設置者、工事現場の請負業者であるとかイベントの主催者でありますけれども、これらが収集運搬許可業者に収集運搬を委託しまして、これも市民の契約に基づいてその費用を許可業者に支払っているものであります。浄化槽汚泥の処理形態と同じであるということから、施設での処理費用負担を徴収しないという先ほどの考え方に基きまして、仮設便所のし尿に係る施設使用料についてもこれを徴収しないということといたしました。

よって、別表第 4 に定める施設使用料につきましては、その全ての項目について規定をする必要がなくなったことから、第 22 条を削除いたしまして、あわせて別表第 4 を削除するものであります。

5 ページに戻ってください。改正案、中ほどの第 25 条でありますけれども、これは別表第 4 を削除したことに伴い、別表第 5 を別表第 4 に繰り上げるもの。

その下の附則の第 8 項は、これはおわびを申し上げなければならないのですけれども、平成 22 年改正において、本則改正に合わせて附則の改正も行うべきところ、それを失念していたということが今回判明いたしまして、今回の改正においてあわせて改正をお願いするものであります。

この附則は、旧大和町の区域が魚沼市の収集運搬区域となっていることから、この条例の適用を除外するという条項でありますけれども、平成 22 年 12 月の改正において、本則第 19 条第 1 項で規定をしておりました一般廃棄物処理手数料のうち、第 3 号 収集運搬手数料(不燃性粗大ごみ)の規定これを削除したときに、附則の第 8 項ここにおいても引用する条項を、同じく改正をしなければならなかったものを失念したものであります。実際の事務処理はこれは誤りなく遂行されております。まことに申しわけございませんでした。

6 ページをお開きください。別表第 1 の改正であります。改正の趣旨は、規定の内容を分かりやすくするために、家庭系と事業系に大別をした表にまとめたいという考えから、第 1 項の家庭系廃棄物の表に、改正前の第 3 項粗大ごみの表をあわせて規定することとしました。規格や手数料の額等は現行と同じであります。

6 ページの表の区分 3 段目までは改正がございません。その下に、7 ページの現行条例の下段、第 3 項粗大ごみ（1）収集予約の場合（家庭系廃棄物に限る）という表を移動します。

その下に、処理施設に直接搬入する場合として、右の現行条例第 1 項の一番下の段「可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装ごみ」の規定を置きます。その下に、同じく処理施設に直接搬入する場合として、現行条例の 7 ページから 8 ページ（2）処理施設に直接搬入する場合の（ア）と（イ）を規定いたします。8 ページの現行条例の（ア）及び（イ）以外の家庭系・事業系の一般廃棄物については、破碎処理が必要な場合として、6 ページの改正後、中ほどにあります「処理施設に直接搬入する場合」の破碎処理が必要な場合の規定と同じ内容でありますので、ここにまとめるということにしました。こうすることで、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみの処理方法、手数料の額を 1 つの表にまとめることができるようになるわけがあります。

7 ページの改正案の第 2 項事業系一般廃棄物の表につきましては、区分の 1 段目、可燃ごみ（指定袋）これは変更がありません。その下、不燃ごみ及び容器包装ごみ（指定袋）の項で、これまで指定袋が 4 号、5 号、6 号と 3 種類ありましたものを、5 号と 6 号の 2 種類に変更いたします。4 号は 20 リットル、5 号が 45 リットル、6 号が 90 リットルの袋でありますけれども、4 号袋の需要というものがほとんどないということから、次年度以降、廃止をすることとしたいものであります。もちろん、現在購入してあります 4 号袋は、次年度以降もそれがなくなるまでは使用することができます。

その下、処理施設に直接搬入する場合の規定は、現行条例で 2 段に分かれて規定をしている内容を、「処理施設に直接搬入する場合」として 1 つの区分にまとめまして、あわせて、確認的に「産業廃棄物を除く。」という文言を備考欄に置くものであります。

事業系から排出される大型の粗大ごみにつきましては、そのほとんどが産業廃棄物に該当するものでありまして、市の処理施設に搬入される場合は過去を見ましても極めてまれであるということから、今回、このような形で事業系の一般廃棄物についてまとめることといたしました。

8 ページをお開きください。改正案の下段、別表第 2 し尿くみ取り手数料であります。手数料の額は現行条例と同じでありますけれども、表中に「種別」として「し尿くみ取り手数料」の欄を加えております。

先ほど、第 22 条の説明の際に、「し尿等受入施設に係る処理費用全般について、これを徴収しない」という、そういう方針であるということをお申し上げしましたが、くみ取りし尿につきましては、市が収集運搬業者にし尿のくみ取り、運搬を委託するという形でありまして、形式的にはこれは直営で行っているというものであります。

市民は、収集運搬業者とは契約関係ございません。その処理料金は、市が市民に納付書を送付するという形で徴収をしております。したがって、先の浄化槽汚泥や仮設便所し尿と基本的に異なる形態となっておりますけれども、今回、くみ取りし尿につきましても、浄化槽汚泥等との公平性から、処理施設における処理費用の受益者負担分を徴収しないことと

し、収集運搬経費についてのみ手数料を徴収するということにしました。

しかし、手数料額の再算定を行うために、処理費用を除いて原価計算を行いましたのですが、市が行っております収集運搬費用も1件当たりの費用額が上昇しておりまして、それだけで現行の手数料額を大幅に上回っているということがわかりました。したがって、処理施設での処理費を無料化しましても、くみ取りし尿につきましても、今回の改正によりましても、手数料額を減額することができないという結果になったものであります。

その下、別表第4につきましても、先ほど説明申し上げましたとおり、削除をいたします。

議案書の3ページにお戻りください。改正条例の附則であります。第1項は施行期日で、平成30年4月1日から施行したいものであります。第2項及び第3項は、経過措置の規定でありまして、第2項は、改正条例の施行期日前に搬入された廃棄物については、従前の例によること。第3項は、先ほど申し上げました、事業系の4号袋につきましても、改正条例施行後も商店の在庫がなくなるまでは販売でき、市民は購入することができること、また、それを使ってごみを出すことができるということを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 非常に長い説明だったので、ちょっとわかりづらいところもありましたのでちょっと、とんちんかんになるかもしれませんが、確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、仮設トイレのし尿の件なのですけれども、何年か前に仮設のし尿の処理について、その処理する場所との距離の関係で、非常にその手数料というか使用料というかが高くなったのですけれども、それとは全然関係ないことなのではないでしょうか、ということ。距離によって遠いところだと、1基当たり距離計算でやっていたのですよね。それとは関係ないのかというところを1点。関係なければ関係ないでいいです。

それで、もう1点が、そのし尿処理の、普通のその仮設じゃないし尿処理なのですから、これもちょっとよくわからなかったもので、条例のし尿仮設トイレを除くで、し尿くみ取り手数料なんですけれども、これは手数料ですから個人が払うお金ですよね。これに伴って業者のあれは手数料じゃない処理料ですか。あれもその3年間限定で定額でやっていた部分があると思うのですけれども、それとこれとは全く関係ないものかどうか。そこら辺からもわからないので、その2点をちょっと教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 最初のご質問の距離的な関係につきましても、我々もそれはあまり記憶がないのです。要は先ほど申しましたように、仮設トイレを設置した人と、それを処理する人の業者とのその契約でもって終わってしまうのですよね。うちのほうはそこで幾らかかっているとか、どういう契約がなされているとかということは全くわからない内容になっております。

それから、処理手数料、し尿のくみ取り手数料と業者に払う部分でありますけれども、業者に払うのはその収集運搬ですね。それをしてもらうための委託料であります。それを我々がお願いをして、そのくみ取りの手数料一部負担については、市が直接納付書を出して市民から徴収をしている。その収集、全くの委託契約関係でしかありませんので、その点が異なるということであります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 新旧対照表の8ページ、今のし尿くみ取り手数料の件ですけれども、委託料の計算を原価をしてみたら、手数料がかなり上回っているということですが、今のところ処理施設の新設によって経費との差で、そのところは徴収しないというお話はいただいたのですが、市内も下水道ができて、そういったほうへの移行というのがまず基本になると思うのです。この手数料について今後の考えみたいなものが、もし——今のところまだ据え置くということですが、かなり実際の経費との乖離はあると思うのですけれども、その辺の今後の対応といいますか。それと、あとは下水の供用開始も含めて、今後の見直し等がありましたらちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今後の関係につきましては、まだ財政当局とは詰めておりませんが、私はこれを今以上に上げるという判断はなかなか難しいのではないかと考えています。これは次の質問のその下水の普及との関係でもあるわけですが、今現在、くみ取りで行われているご家庭、これは大変失礼な言い方ですが、なかなかそれが下水につながりだめないさまざまな事情がある場合が多いのではないかと考えています。

そういう中で、処理料金をどんどん上げていくということは、かなり重たい負担を強いていくことになるのではないかと考えています。我々の今の考えでは据え置きを何とか続けていきたいというふうに思いますし、下水へのつながり込みも極力、普及をお願いしていくところでありますけれども、今の状態でそれにお金をかけることがなかなか難しいというご家庭は、必ず残ってしまうのではないかと考えています。完全に100%下水のつながり込みができるかといいますと、そこまではちょっと無理なのではないかなというふうに思いますので、その点は一生懸命、普及を続けてまいりますけれども、処理料金については可能な限り据え置いてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 6ページの家庭系廃棄物の件なのですが、議会報告会でもちょっと野焼き等の件で出たのでありますけれども、小枝等が秋とかこの春先にはかなり出てきます。直接、処理施設に搬入すれば10キロ単位とかで幾らというような感じはわかるのですが、もし、お年寄り等でそういう枝でありますよね。それが粗大ごみのほうの処理券を使わなければならないのか、そういうところをここでちょっと確認をさせていただきたいと思います。やはり、解釈の違いか何かで、畑等で出た枝とかは焼却していいとか、市民の中では誤解されている

ところがあつたりしていますので、その辺でちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かにその粗大ごみといわれれば粗大ごみですので、区分としてはそこになると思いますね。そうすると、収集をしてもらいたいというときには処理券ということになるかも知れませんが、そういう問い合わせが今までにないのですよね。大体皆さんは持ち込みで処理をしてもらっていますので、もし、そういう声がありましたらちょっと検討させてもらいたいと思います。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 その辺、やはり問い合わせがないかも知れないのですが、これは市民の中ではかなり関心があることだと私は理解しています。じゃあ、大物処理券、一番大きい 2,000 円 1 点として、じゃあ、軽トラ 1 つを束にして、それで 2,000 円でいいのか。そういうところもちょっと私は疑問に思ったもので質問して、ここですぐ回答が出ないのであれば構わないのですが、わかったらちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 申しわけございません、もう少し検討をさせていただきたいと思います。その袋の中に一生懸命詰めて出してもらおうという方法をとられている方は、多いようでありますけれども、処理券で出された方というのはまだないので、そこら辺の検討をちょっとさせていただきたいと思います。申しわけありません。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 なかなか理解しづらい。もうちょっとお聞きしたいのは、8 ページ、9 ページ、まず別表第 2 の部分ですけれども、し尿くみ取り手数料ということで明記をされるわけですが、これはあれですよね、民間で浄化槽を持っている方がくみ取りをしてもらった分の料金ということですよ。違うのですか。

別表第 4 が全部これが削られたということになると、今までは業者さんが契約をしていたときに、収集運搬の金額の中に処理手数料が入っていたような、入っていないようなよくわからない契約だったというところで、業者からすればうちがそれを払うものではなくて、それは浄化槽をお持ちの方がやる分かなというふうに思うのですけれども。このし尿くみ取り手数料というと、普通でいうとぼっとな便所ですよ。ぼっとな便所と浄化槽とを分けていたときに、今度、浄化槽については施設利用料は全く取らないということになると、下水道を使用していると下水道使用料っていただいていますよね。浄化槽については今度は施設利用料がないんだということになると、ここら辺はじゃあどういうふうに説明すればいいのか。

4,000 万円と 6,000 万円で何とかかなりますという話でしたけれども、本来だったら自分の出したものを処理すると。これは一般廃棄物については、自治事務でありますから市が税金を使って全部やるわけで、それにかかった費用が不足をした部分については、いろいろな条例でもって、例えば施設利用料とかという名目で集めることはできるというふうになって

いる。そうすると、このぼットン便所と個別の浄化槽ですかを比べた場合、個別浄化槽のほうは施設利用料はないんだということになると、じゃあ、それは下水道使用料の方と話をしたときに、どうなんだろうかという部分がちょっと解せない部分があるんだけど、この部分は担当課としたらどのようにお考えなのか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 おっしゃるとおりでありまして、公平性の観点からしますと、施設使用料はみんな取ったほうがいいんじゃないのかと。要は処理料ですね。それは部内でもって検討した中でもずっと原則としては取るべきであろうということは言われてきました。それは否定はできません。公平性の観点からすればそうであろうというふうに思います。

ただ、ほかの市町村でなぜ取っていないのですかと、11市町村が取っていないのですけれども、それも調査をしましたけれども、よくわからないのですね。恐らく同じ事情ではないか。同じ事情というのは、要は浄化槽汚泥は我々が直接直営でやっているものではない。浄化槽法に基づいて処理ができる、清掃ができる業者というのは、許可業者でもって決められているわけです。そこの民民契約でもってやっている。

なかなかそこに市が介入して、この分を上乗せしてくださいとか、徴収借りにしてくださいというようなことは言えないという関係性がある。そこに問題があったんだろうと思うのです。そういう徴収関係の問題が一番大きな原因ではないかというふうに思いますし、今回それが我々のほうでも業者さんにそこまでお願いができないと。業者さんのほうでは、そこまで協力ができないということで、平行線になったわけでありまして。そうなりますとこうやってほかの市と同じように、あるいは魚沼市と同じように、施設使用料すなわち処理手数料、処理経費の一部負担については、今回取らないということで統一をせざるを得ない。下水道使用料につきましては、これは施設の使用料であります。それ以外の理由がない。

これとの公平性の問題はありますけれども、浄化槽汚泥についてのまとめ方といいますか、我々の今の五日町のし尿処理施設における処理の経費の負担についての統一的な考え方、その施設に限って考えますと、施設の処理手数料を全面的に取らないという中の方針決定しかなかったということでありまして。なかなか難しいかもわかりませんが、そこが一番の問題ではなかったかというふうに思います。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 押し問答をするわけではありませんけれども、何か釈然としないのです。個別の浄化槽であれば、その部分をじゃあ、個別の浄化槽をお持ちの方が産業廃棄物的なもので処理料をちゃんと納めていただくというのであれば、それはそうなのだろうけれども、そうではないということになると、なかなかじゃあここはどうなんですかと言われたときになると、私は議員個人としてなかなかその説明しづらい、わからない部分であります。

ただ、市としての負担とすれば確かにおっしゃるように4,000万円、6,000万円で何とか賄えるんだと。それはわかった。業者の考え方もわからないでもない。何で俺らが市民の分の集金しなくてはならないんだと、これもわからないでもない。ただ、やっぱり下水道の処

理のそちらを使っている方と、個別の浄化槽を使っている方というところでどうなのだと
言われたときになると、はて困った。じゃあ、その分、下水道を下げられないのかという話も
出てくるのだらうと思うのですけれども、そこら辺がなかなか難しいのです。そうです、と
言うわけにもなかなかいかない部分があるのだらうと思うのだけれども、今後の課題として
それは、企業部長もいますが、じゃあ、下水道の使用料の部分についてそれに相当する部分
は、若干下げなければならないというようなところまで議論をしてやっていくのかという
ところを、ちょっとこれでしばらく走ってみて、それこそクレームではありませんけれどもい
ろいろなことがなければ、このまま走ってしまうのかというふうにお考えなのか、ちょっと
そこら辺をお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今後の検討につきましてはやぶさかではございませんけれども、先ほど
申しましたとおり、じゃあ、下水の今つないでいる人と比べて、浄化槽の人が今回の改正で
ばかげに安くなったというほどになるのかどうかということです。あるいは、下水道に入れ
るよりは浄化槽でいたほうが安いじゃないかというような判断にまでなるのかどうか。私は
それはならないだらうと思っているのです。今でももう高いのですね。浄化槽の清掃管理に
つきましては、経費のほうが下水道よりも高いだらうというふうに思っておりますので、私
はその逆転現象というのは、感情面でも起きてこないのではないかと。そういう事態が、懸
念がある場合には下水道のほうとも相談をしていきたいというふうに思っております。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 これ以上は申しませんが、非常にこの心配な部分の条例改正だなど
いうふうに思っていますので、条例が通ったからこれでよしというわけではなくて、やっぱ
りその話をさせていただいて、どれが一番公平性があるのかというところは、話を続けていっ
てもらいたいと思います。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 117 号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する
条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 117 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 118 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する

条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは第 118 号議案につきましてご説明申し上げます。本案も、人事院による給与改定に関する勧告に基づくものであります。

高度の専門的な知識経験または優れた見識を有する者が、その有する当該高度の専門的な知識経験、または優れた見識を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合の、具体的には、公認会計士や弁護士等を想定しておりますが、その特定任期付職員の給料表の改正と、平成 30 年度の期末手当の支給率を改正するものであります。

改正の内容につきましては、3 ページの新旧対照表でご説明いたします。最初に第 7 条は、特定任期付職員の給与の特例について、現行の 1 号級と 2 号級の給料月額を、改正案の 1 号級と 2 号級の給料月額に改めるものであります。

第 8 条では、南魚沼市職員の給与に関する条例の適用除外等の第 2 項中の期末手当の支給率を、100 分の 162.5 から 100 分の 165 に改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則としましてこの条例の施行を、平成 30 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

なお、特定任期付職員につきましては、現在、採用はありませんので、遡及適用は行わないものであります。

以上、第 118 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 118 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 118 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第 21、第 119 号議案 南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 119 号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

子ども・若者育成支援に係る計画につきましては、毎年度、社会教育委員の会議兼公民館運営審議会委員会におきまして、社会教育基本計画で子ども・若者育成支援編として策定し、そこでご意見などをいただきながら計画をご確認いただき、その計画を教育委員会に示し、事業推進に努めてきたところであります。

平成 28 年度 4 月に南魚沼市後期教育基本計画が策定され、前期の教育基本計画では計画が示されていない「子ども・若者育成支援推進編」が設けられ、目的や課題、目指す方向、重点施策が明示されました。南魚沼市後期教育基本計画は、平成 28 年 3 月開催の総合教育会議におきまして、教育行政の大綱に位置づけられております。よって、事業の根本となる大綱を、運営委員会で協議することは不要と考えております。

3 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。以上のことから、教育基本計画に基づき年度ごとの事業計画を策定し、子ども・若者育成支援センターに係る業務を推進していくことを、第 4 条に第 2 項を加えて明確にしまして、第 6 条の運営委員会にかかわる部分を削除したいものです。

1 ページにお戻りください。附則といたしまして公布の日からから施行したいものでございます。

簡単ですが説明は以上といたします。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 今ほどの説明で、大綱に関する議論については運営委員会は必要ないというところは理解できたのですが、子・若支援センターの活動に対する協議ということで旧条例ではあるわけですがけれども、その大綱ができれば、審議決定をすれば、その具体的な活動についての協議は運営委員会では必要ないというあたりの説明を、もう少しお願いをしたいと思うのですがよろしくお願ひします。

○議 長 子・若センター長。

○子ども・若者育成支援センター長 活動の基本的な方向性につきましては、今、部長のほうで申し上げましたとおり、教育基本計画の後期基本計画の中で、その目指す方向性などがきちんと示されております。それに基づいて事業計画のほうを推進したいものでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 私の理解が及ばなくてなのか、この 3 ページの現行と改正案の比較の表についてお尋ねします。今ほどの説明だと 6 条を削除するという説明でありましたけれども、改正案のところに 6 条略とありますが、これは 7 条の間違いじゃないかなと思ったのですが、私の判断が間違っていたら許していただきたいのですが、お尋ねします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 大変申しわけございません。7条になります……（「6条です。繰り上がるのです」と叫ぶ者あり）失礼いたしました。現行の第6条を削除したことによりまして、6条が繰り上がりますので、済みません、6条になります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第119号議案 南魚沼市子ども・若者育成支援センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第22、第121号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第121号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本案は、南魚沼市斎場につきまして、平成30年3月31日をもって、5年間の指定管理期間が満了となることにより、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案の1ページをごらんください。1、公の施設の名称は、南魚沼市斎場であります。2、指定管理者に指定する団体は、「株式会社飛鳥」で、3、指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

指定管理者の候補者の選定につきましては、公募により選定したもので、平成29年7月15日号の市報及び、南魚沼市ウェブサイトと湯沢町の広報にも掲載し、8月の1か月間、募集を行ったものであります。その結果、現在の指定管理者であります、株式会社飛鳥の1団体から応募があったものであります。

株式会社飛鳥は、平成22年の供用開始時から、当該施設の指定管理者として管理運営を行ってきており、申請書類の審査においても不適格事項は認められず、良好な維持管理運営の継続が期待できるものと、候補者として選定したものであります。

3ページから、指定管理者の候補者による、南魚沼市斎場の事業計画書であります。4ページをごらんください。1の施設管理の基本方針では、墓地、埋葬等に関する法律をはじめ、関連法令に基づいた管理運営を行うとともに、きめ細かいサービスの提供に努めるとしてお

ります。2は施設の概要であります。供用開始は平成22年9月1日で、火葬炉は、一般炉4基、小動物炉1基であります。3、年間利用見込みは、一般炉で890件程度としております。

5ページの、4、業務の内容、5、指定期間、6、運営計画は、記載のとおりであります。

6ページ、7の収支計画では、平成30年度は3,665万円ほどの予算としております

7ページには、8として指定管理者の概要が記載されております。

以上で、第121号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 6ページの収支計画書の中で、3年前も確か何かあったと思うのですが、一番最後の諸経費の欄です。運営費の15%を諸経費として計上してあるわけですが、これはいったいどういう経費ということの説明を受けたのかどうか、ちょっと聞きたい。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 運営費掛ける15%、これは最初から指定管理に出したときからこうなっております。その昔の考え方がどうであったのかというのはちょっとわからないのですが、民間企業ですので請負工事でも一般管理費等の計算を積み上げをするわけでありす。それと同じ感覚での15%の計算ではないかというふうに、私は理解をしております。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第121号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第121号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第23、第122号議案 川舟展示室の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第122号議案 川舟展示室の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。魚野川左岸の六日町大橋たもとにあります、川舟展示室につきましては、平成30年3月31日をもって、指定管理期間が満了となることにより、次期指定管理者を指定するもので、地

方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案の 1 ページをごらんください。1、公の施設の名称は、川舟展示室で、2、指定管理者に指定する団体は、「魚野川の川舟を復元する会」であります。3、指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日までの 10 年間であります。指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的、その用途、設置場所、施設の特殊性などから、施設の適正な管理を確保するため、公募によらず候補者を選定したものであります。

魚野川の川舟を復元する会は、平成 18 年に設立され、川舟こうりんぼうの復元と、川舟展示室の設置に大きくかかわってきており、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものであります。

3 ページからは、川舟展示室の、指定管理者の候補者による事業計画書であります。

4 ページをごらんください。1 の施設管理の基本方針では、「こうりんぼうの館」、「お六の湯」、「川舟」に重点を置き、それぞれ適正な管理に努め、観光と周辺商店街の活性化も視野に入れた活動を行っていくとしております。

2 は、施設の概要で、施設としては、こうりんぼうの館とお六の湯があり、平成 20 年 4 月 1 日の開設であります。

5 ページの 3、利用計画、4、利用料金、5、収支計画書は、記載のとおりであります。6 ページの 6 に団体の概要が記載されております。

以上で、第 122 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 利用計画の 5 ページですけれども、川舟については 1 団体ということで、経費については支出の部で検査料だけで 4 万 6,800 円というふうになっていますけれども、この 1 団体というのは、例えば今年度の実績なり、何年かの実績みたいなもので出てきているのか。その辺についてこれまでの実績等がもしわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 お示ししました資料につきましては、指定管理を決定するにあたりまして出していただきました計画書でございますので、5 ページの 4 の利用料金としましては、1 団体が 1 日の貸し出しを見込んだということでございます。そうしまして、5 の収支計画の中に貸出料として 3 万円という額が予算としてのっているということでございます。

実績でございますけれども、この川舟を復元する会の皆さんには地域振興に協力をしていただきまして、鮎丸かじりですとかの際に舟を浮かべていただいておりますが、そのことについてはこの団体が行っていただいておりますので、利用料金はかからないということでございます。過去の資料を調べてまいりましたけれども、この川舟の貸出料が把握できたのが、平成 24 年に結婚式に使われたというような記録がございましたが、それ以外については残念

ながら貸出料の記録がございませんでした。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 122 号議案 川舟展示室の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 122 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は 12 月 11 日 月曜日、午前 9 時 30 分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 47 分〕